

令和7年6月18日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 吞 谷 巧
市 民 部 長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長	建 設 部 長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長
	坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 増 田 誠 宏 藤 岡 一 弘 徳 岡 真 紀 新 田 真 一

令和 7 年 6 月三次市議会定例会議事日程（第 4 号）

（令和 7 年 6 月 18 日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		増 田 誠 宏……………185
		藤 岡 一 弘……………213
		徳 岡 真 紀……………228
		新 田 真 一……………252

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

——開議 午前 9時30分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び御視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより本日の会議を開きます。

この際、御報告いたします。本日の一般質問に当たり、増田議員、藤岡議員、徳岡議員、新田議員から資料を画面表示したい旨、事前に申出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については、タブレットにデータを掲載、傍聴の方には紙資料でお示ししております。

以上で報告を終わります。

本日の会議録署名者として、徳岡議員及び掛田議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（山村恵美子君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 皆さん、おはようございます。明日への風の増田誠宏でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大項目1、公共交通の継続的な維持について。高速バス・路線バスの維持に向けた課題と対策について質問してまいります。

7月1日をもって、高速バス「広島名古屋線」の三次駅乗り入れが廃止されます。これにより、利便性の低下や「三次行き」という表示がなくなるなど、本市の都市機能の低下や観光面へ大きな影響があります。本市として、利用促進に向けて市民や観光客への周知を十分に行ってきたのか、さらにはトップセールスを含めた存続への働きかけを行ってこられたのか、その経緯と対応についてお伺いします。

（地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 呑谷地域共創部長。

〔地域共創部長 呑谷 巧君 登壇〕

○地域共創部長（呑谷 巧君） 高速バス「広島名古屋線」の乗り入れ廃止については、運行会社であるJRバス中国株式会社とJR東海バス株式会社が現ルートにおける利用者の低迷と中国自動車道の冬季の雪害通行止めに伴う運休の影響を踏まえ、運行ルートを山陽自動車道に変更

することを決定されたものです。運行ルートの変更については当初、昨年12月から変更したいとの連絡があったものの、今日まで継続して三次駅に乗り入れていただいていたのですが、三次駅の利用者数が2023年度実績で1便当たり平均1.4人と大変厳しい状況ではやむを得ないと考えております。本市では、利用者増に向けて特段の取組は行っておりません。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 特段の取組を行ってこなかったということで、非常に残念に思います。

次に、本年5月に備北交通が運行する高速広島線において、急に1日4便の計画運休が実施されました。理由は、乗務員の確保が困難なためということです。この問題は、高速バスにとどまらず、今後は路線バスについても厳しい状況が想定されます。3月に広電バスが本市から撤退し、その運行を備北交通が引き継いでいます。それもまた、人員確保の困難さを一層深刻化させていると考えます。この現状を踏まえ、本市として乗務員不足をどのように受け止め、その影響についてどのように分析されているのかお伺いします。

（地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 呑谷部長。

〔地域共創部長 呑谷 巧君 登壇〕

○地域共創部長（呑谷 巧君） 全国の路線バス事業者が2023年に廃止した距離の総延長が前年度の1.5倍に増えたと報道され、2025年版交通政策白書では、長期的な需要衰退に加え、深刻化するバスの運転手不足が指摘されています。本市においてもバスの運転手の確保が厳しい状況にあると認識はしております。運転手不足の一般的な要因として、従業員の高齢化や不規則なシフトと拘束時間の長さから若年層の就職者が減少していることが挙げられており、備北交通株式会社や市内交通事業者も同様の状況であり、運転手の確保が厳しい状況にあると認識をしております。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 高速広島線においては、5月に2便、6月にはさらに8便が減便されています。また、畠敷線については、休日全便運休になってしまいました。乗務員確保について、備北交通などとどのような協議を行ってこられたのか。先ほど御答弁いただきましたように、今後ローカル路線の維持が厳しくなっている可能性がある中で、こういった具体的対応策、支援策を講じていくのかお伺いします。

（地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 呑谷部長。

〔地域共創部長 呑谷 巧君 登壇〕

○地域共創部長（呑谷 巧君） 運転手確保に関し対策に関する協議は行っておりませんが、備北

交通株式会社や市内交通事業者から状況を確認し、課題について共有をしているところです。市では、運転手の確保対策として、バス運転者向け就職相談会の情報発信や移住相談会やセミナーを通じて、移住後の仕事の1つとしてバス運転手を紹介しているところです。さらに今年度からは、本市の移住支援金制度の対象要件に地域の担い手確保の要件を加え、バス運転手の人材確保を支援しているところです。また、広島県バス協会もハローワークと共催をして、三次を含む県内3地域で6月から11月までの期間、毎月バスのまちかど相談会の開催を計画され、運転手確保に務められています。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4番 増田誠宏君 登壇]

○4番(増田誠宏君) 全国的にバスの廃止が地域に大きな混乱をもたらした事例も多々ございます。本市においては、現時点で廃止や減便等が予定されている路線があるのか、再度お伺いします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 直近の情報では、議員がおっしゃられたとおり、畠敷線の土日祝日の運休が決まりましたが、それ以外の路線については、今のところ廃線のお話は伺っておりません。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4番 増田誠宏君 登壇]

○4番(増田誠宏君) では、路線バスの乗務員不足解消に向け、他の自治体では職員が兼業でバスの運転手として勤務する取組を始めているところもあります。こういった事例に倣い、本市でも大型2種免許の取得を推奨し、通学時間帯に限定するなど、市職員が副業として乗務することも路線バスの運行の維持のために選択肢の1つとして取り組んではどうか御所見をお伺いします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田総務部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 市では、職員が副業として地域貢献活動等を積極的に行えるように、令和6年1月に営利企業等従事許可に係る基準について、整理、明確化しまして周知を行ったところでございます。職員が地域貢献活動等に取り組むことは、地域や社会にとってプラスとなるほか、活動を通して得た知識や経験を市の業務に生かすこともでき、これらを通じて市民との共創によるまちづくりの活性化につながる効果が期待できます。路線バスの運行につきまして携わることは、担い手不足の解消、地域課題の解決にもつながる内容でありますので、職

員の副業として、現在は柔軟に許可できるようにしておりますので、申出があれば、可能な限り応援していく考えでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 柔軟に対応していくということだったんですが、これ、福井県と福井市において実際に導入されております。教育委員会においても、公共交通を使って通学をとおっしゃっています。しかしながら、路線維持そのものが大変厳しくなっている現状でございます。こうしたことも真剣に考えていただきたいと思います。

次に、大項目２、市立小中学校の統廃合について。統廃合による財政への影響について質問してまいります。

市民の間では、三次市はお金がないから統廃合が進められるとの声もよく聞きます。財政的な理由も一定程度考慮して実施することにされたのかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 三次市立小中学校のあり方に関する基本方針における学校再配置につきましては、財政的理由によるものではなく、みよし学びの共創プランに掲げる「自立」「共創」「ウェルビーイング」に基づき、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりの実現をめざして行うものでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） では、財政的な理由でないということは確認させていただきました。この計画どおりに令和10年度までに学校統合を実施した場合、令和11年度以降の地方交付税は、今年度の基準で見てどのように変化すると見込まれているのか、推計も含めてお答えください。また、統合した場合、財政運営の観点としてメリットはあるのか、長期財政計画に既に反映されているのか、財政担当部署としての認識を伺います。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 令和６年度の普通交付税の算定基礎であります基準財政需要額、こちらで小学校が１校減少した場合、約１,５００万円程度、中学校が１校減少の場合は、約１,４００万円程度の減額が見込まれます。また、一方で、小・中学校の再配置に伴い、スクールバスの運行が想定されますが、運行維持管理経費として、１台当たり約６００万円が基準財政需要額に措置される見込みです。計画どおり、小学校が６校、中学校が７校、合わせて１３校が減少となり、

スクールバスについては通学方法等が決まっておりませんので、あくまで仮定として13台必要になると試算しますと、最終的な基準財政需要額は、単純計算で現在の水準から約1億1,000万円の減額となる見込みです。

それから、統合をした場合の財政運営上のメリット等でございますけれども、小・中学校の再配置によりまして複数の学校を統合することで、施設の光熱水費等の維持管理費の削減、それから県の基準を満たしていないために、市で配置しております事務職員等の人件費、こういった学校運営経費の削減が見込まれます。一方で、児童生徒が増加する受入れ校には、施設の整備、スクールバス導入費用等が必要となってまいります。また、廃校となる学校については、学校施設としての今後の大規模改修等の更新費用は不要になりますけれども、地元との協議を踏まえて、跡地利用等で何らかの財政負担が必要になる可能性がございます。

歳入面におきましては、先ほど申しました普通交付税が減額になる見込みでございます。また、再配置によって、歳出の一部が削減されたとしても、いろいろな事情によりまして、新たな歳出の増加がございまして、普通交付税の減額などによりまして、現時点で細かい試算はできませんけれども、財政面では必ずしもプラスになるとは言い切れないと考えております。このたびの小・中学校の再配置は、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりの実現をめざしておるものでございまして、財政上の都合で行うものではございません。しかしながら、今後の歳入歳出両面からの財政への影響は精査して、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、現行の長期財政運営計画におきましては、令和3年度に策定したものでありますので、このたびの再配置は反映しておりません。今後、収支計画の見直しを行う際には、歳入歳出の両面から、こうした影響を十分に考慮する必要があると考えております。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） では、状況について詳しく述べていただきました。

次に、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針における再配置計画の策定の経緯について、今回の統廃合は学校の再配置なのか、それとも単なる学校の統廃合なのか、その位置づけについて明確に御説明ください。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 基本方針による再配置計画は、単に子供が少ない学校を規模の大きい学校に統合するという計画ではございません。基本方針にも掲載しておりますとおり、各学校単位での規模適正化だけでなく、市全体を俯瞰し、全ての学校でみよし学びの共創プランの具現化を図ることを目的とした再配置を進めるものでございます。本市の全ての子供にとって学校へ行きたい、楽しい、もっと学びたいという魅力ある学校づくりを実現するための方針で

ざいます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 再配置だということを確認させていただきました。また、後で質問させていただきます。

通学環境について、方針素案の初期段階では、初期における検討事項として示されていました。しかし、最終的には再配置の進め方のほうに移され、今後の検討課題とされています。これは単なる表現上の問題ではなく、教育委員会の考える再配置の方向性や通学に関する議論そのものを意図的に避けようとしたのではないかと受け取られかねないものです。３月の全員協議会では、明快な答弁はなかったと感じておりますので、再度お伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 第５回の策定委員会における基本方針素案では、配置における検討事項及び再配置の進め方の両方に通学に関する事項を掲載しておりました。これを最終的な素案として整理する段階で、通学に関する事項は再配置の進め方のほうに、通学環境、通学手段として位置づけたものでございます。これを第６回の策定委員会で、委員の皆様にもお示しをしております。したがって、通学に関することを検討事項から外したということではなく、再配置の進め方の中で整理し、対応の方向性を位置づけたものでございます。通学手段につきましては、各地域の実情を踏まえ、保護者の皆さんと丁寧に議論し、安全・安心な手段を確保してまいります。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） しかしながら、そうは言っても、条件から外れたということですよね。６回目の策定委員会でも、通学に関する議論が通学時間の長さや距離の長さ、そういった部分を心配する指摘というのはあったように記憶します。本来このことは最も重要ではなかったのかなと思うんですが、次の質問として、三次市は778平方キロメートルという非常に広大な面積です。特に通学時間の長さや冬季の積雪といった地理的、気候的要因は、通学環境に大きな影響を与えるものです。今回の再配置において、こうした地理的な課題をどのように考慮されたのか具体的に御説明ください。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 地理的な面でございますけれども、確かに三次は広うございまして、

教育委員会会議のほうでも、再編が考えられる相手校につきましては、やはりふだんから交流のある地域との再配置のほうがいよいのではないかという意見も頂いたところでございます。また、再配置につきましても、地理的条件を基考慮する中でめざす学校の規模、小学校につきましては、全ての学校で単式学級、1年の児童数は10名以上、中学校については全学年でクラス替えができるよう1学年2クラス以上を基本として、地理的条件も考慮する中で原則、隣接する学校を再配置の相手校とすることは、策定委員会における素案の中でも協議されたところでございます。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） その地理的条件についてなんですが、さっきも言ったように長い通学距離という部分もあります。その辺りがどのように条件として考えられたのかというのがちょっと先ほど説明はなかったと思うんですが、続いての質問として、基本的方針案は市民も加わった策定委員会で幅広い意見が交わされていました。

モニター資料1をお願いします。再配置計画そのものは、策定委員会の6回目の終了直後に教育委員会から示されており、これではある程度当初から方向性が決まっていたのではないかなと言わざるを得ません。この再配置計画はどのような経緯で策定されたのか、地域や保護者との意見交換を重ねた結果なのか、あるいは教育委員会内部で構想されていた案なのか、昨日の答弁では明快でなかったなので、その策定過程について改めてお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 素案を基に教育委員会のほうでパブリックコメント、市民説明会、保護者、各種団体等への説明と意見交換を実施しまして、内容の修正も行い、第6回の策定委員会で基本方針素案を取りまとめていただきました。再配置計画につきましては、策定委員会において複数の委員から、今後の具体的なスケジュールを示すようにという御意見も頂きました。このことを踏まえまして、取りまとめていただいた素案に基づき、学校の設置者である教育委員会の責任として再配置のスケジュールを含む基本方針案を策定し、3月19日の総合教育会議における協議を経て、3月28日の教育委員会会議で基本方針として決定したものでございます。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 確かにそういう御指摘はあったんですが、順番的には最終6回目が終わった後、本来は再配置計画として教育委員会のほうで議論し示すべきではなかったかと思うんですが、次の質問としては、最終的に教育委員会が現在の再配置案を選択された理由についてですが、基本方針案の段階では複数の選択肢が示されていたと認識します。6回目の時点で

も複数ありました。それらの案の中からもなぜ現在の案に決定されたのか。例えば、相手校を三次中学校や吉舎中学校にしたこと、相手校の選定に当たってはどのような住民意見や客観的根拠の下に判断されたのか、教育委員会会議や、先ほども御答弁いただきましたが、一部教育総合会議等における議論の経過も踏まえ、意思決定の過程を具体的に御説明ください。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 先ほど申し上げましたように、まず大前提といたしまして、再配置についてはめざす学校の規模を基本としているということと、地理的条件を考慮する中で原則隣接する学校を再配置の相手校とするということがまず第一でございます。また、先ほど申し上げましたように、教育委員会会議のほうでも、ふだんから交流がある地域のほうの統合がよいのではないかという御意見も頂いておりますし、あとまた、この基本方針の以前の基本方針のときは、完全複式になった時点で各学校で保護者の皆さんも含めて判断をするということになっておりまして、では私たちはどこの学校に行ったらいいのかというお声をたくさん頂いておりました。そういう面からも含めまして、教育委員会として判断したものでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 隣接校自体は複数あります。もっと近い学校もあるのではないかとこの事例もございます。そういった辺り、教育委員会の責任で決定されたのかかもしれませんが、その辺りも本来は共創のまちづくり、皆さんで考えるべきではなかったんかと思います。ちょっと次でまた聞かせてもらいますので。

次に、詳細な再配置計画について質問します。モニター資料１が出ていますね。基本方針において再配置計画に関する記述は全体55ページのうち僅か１ページにとどまっています。

続いて、モニター資料２をお願いします。この１と２でこれは表示上は２枚に分かれていますが１ページです。別途、再配置に関する具体的な計画書の策定を予定されているのでしょうか。今後、詳細な計画を立てていくことは必須であり、昨日もありましたが、これをなくして進めることはできないと考えますが、御見解をお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 策定しております基本方針に基づきまして、開発計画を進めてまいります。新たな詳細な計画の策定は予定をしておりません。現行の基本方針に従いまして、計画的に取り組んでまいります。地域ごとに異なる課題を踏まえ、保護者や地域の皆様との丁寧な議論を重ね理解と協力を頂きながら進めてまいります。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 説明会の後の保護者の意見でも、再配置計画の内容がよく分からない、よく分からず議論せよということなのか、それとも議論せずにそのまま進めていくということなのかとの御意見も伺っています。お隣の島根県飯南町は、詳細な諸条件を示した上で計画書案を示され、住民、保護者、そして議会で議論されています。どうして本市はできないのでしょうか。やはり前提として必要だと考えますが、再度お伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） このたびの基本方針で大きな方針のほうを示させていただいてるところでございます。それぞれの計画にのっとりまして、先ほど申し上げたように、地域ごとに課題が異なりますので、それぞれの地域の中で保護者の皆様や地域の皆様と協議をしながら、それぞれつくり上げていく予定でございます。保護者の皆様にも先般、議員も御覧になったと思いますけれども、大まかな通学でありますとか、その他学校の交流でありますとかということとは目標を持っております。ただ、それぞれを全部書くということではなく、それぞれの地域ごとに皆様と協議しながら進めてまいりたいということでございます。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 再配置という言葉は、本来将来の教育環境を見据え、学校のあり方そのものを見直し、改めて構築・配置し直すという前向きな言葉、前向きな意味を持つべきと理解しています。統廃合でなく、再配置として進めていくのであれば、統合する双方が対等な立場で新たな学校を共につくるという姿勢が不可欠です。例えば、校名・校歌・校章といった象徴的な要素についても、一方に吸収されるのではなく、共に再構築するという共創の意識を持つべきではないでしょうか。また、子供たちが新しい学校に通っているという実感ができるよう、制服や教育理念、学校行事などについても見直しを検討する必要があると考えます。共創による真の再配置をどのように実現しようとしているのか、御所見をお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 再配置に際しましては、新たな校区として新しい学校を築くため、児童会や生徒会を中心に再配置後にどのような取組ができるのか子供たちに問いかけ、自らつくり上げていく過程を大切にすると考えております。また、保護者や教職員、学校運営協議会の間でも連携を深め、新しい学校が円滑にスタートできるよう事前の交流や協議を行い、共に新たな学校をつくり上げていく取組を進めております。また、学校が関わる地域が広

がることをメリットとして、例えば新たな学校で総合的な学習の時間を活用し、地域と共創を図りながら、各地域の多様な文化、地理、歴史等の教育資源を積極的に活用した教育課程を計画することを考えております。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） では、具体的な部分についてお答えがなかったので、再度聞かせていただきます。

まず、校名についてです。新しい学校をつくっていくと先ほども御答弁いただきました。新しい学校には新しい名前が必要なこともあるのではないのでしょうか。他の自治体では、再配置にて校名を公募されているところもあります。

２点目、校歌について。先ほど学校が関わる地域が広がると答弁されています。どうして校歌は特定の地域、例えば十日市なら十日市付近だけのこと、これは先ほどまで教育委員会がおっしゃっていることと相違があるのではないのでしょうか。

３点目、制服について。制服・体操服を保護者の方は大変心配されています。なぜ相手校の制服として決めているのでしょうか。一新したらどうでしょうか。あるいは対象校の統合するほうの学校の制服を採用することも、体操服はこっち、制服はこっちなど、そういったことも検討されてはどうでしょうか。

以上、３点をお答えください。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） それぞれ作成にはそれなりの時間もかかるということがございますので、例えば子供たちが学校づくりに関われる場として、生徒会等で意見交換を行いながら行事の企画や新たな校則などは検討してもらえればいいというふうに考えております。新しい学校のアイデンティティーは校名等だけではなく、教育目標、学校行事など、様々な要素で形成されと考えております。必ずしも新しくすることは必須でないと考えておりますが、子供たちが教材として考えていく必要はあるというふうに考えております。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 質問に対して答えになっていないような気がするんですが、具体的な部分については検討しないということですか。例えば校名について、これはまず生徒会とか児童会で決められるものではないですね、条例ですから。条例提案が必要ですが、その辺りはいかがでしょうか。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 先ほど申し上げましたように、学校のアイデンティティーは学校名だけで決まるものではないというふうに考えております。したがって、現行の学校名を使うことを考えております。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 新しい学校とは何のことなんですか、再度お伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 新しい学校は２つの学校の児童生徒と教職員、また地域の皆様も含めて、新しい教育課程、新しい学び、お互いの地域を知り合うということを目指しております。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） ということは、今の説明ですと単なる統廃合、吸収合併のように聞こえますが、にもかかわらず再配置という言葉を用いることは実態を覆い隠し、市民に対しての説明責任を曖昧にするものと懸念を抱かざるを得ません。

続いて、４月にある中学生から私たちの学校はなくなるのですかと聞かれました。つまり、本市の子供たちは全く知らされていなかったのです。本市は児童生徒から意見を聞いて再配置計画をまとめられたのでしょうか。再配置の問題は、子供たち自身の未来を考えるだけでなく、私たちのまちの未来をどう築くか考える重要な機会です。この方針を学習し、自分たちの学校での在り方を考える、その過程において賛成か反対かの討論や、学校や行政に求めるものを議論していく。特に中学校であればこうした議論は十分可能だと思います。みよし学びの共創プランの基本理念「高い志をもち、夢や目標に向かって挑戦し、自立を図るとともに、多様な共創により住み続けたい三次を実現する、心豊かでたくましいひとづくり」、本当にこの理念は実現されているのでしょうか。掛け声だけになっていないでしょうか、御所見をお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） いろいろと御質問いただく中のお答えはさせていただいているところがございますけれども、前提としてこの基本方針は、みよし学びの共創プランの具現化ということがもともとの目的でございます。このプランを作成するに当たって、子供たちや、あるいはまた保護者、地域の皆さんも含めてアンケート調査を行い、一定のデータを基にして具体的な

学校のあり方というふうなものにつないでいく、そういった基礎データといたしました。さらには、この基本方針を作成するに当たっても、改めて小学生、あるいはまた保護者にもアンケートを取って、具体的な子供たちの思いや希望、そういったところも踏まえて、この基本方針というものの作成を皆さんとともにしてきたところでございます。こういったプロセスを経て、この基本方針というものを作成したというところを、まずもう一度御確認いただきたいというふうに思います。その上で子供たちがこれから先を考えていくという視点は、教育委員会として、やはり学びの枠組みでありますとか教育の中身、あるいは今求められている大きな教育の在り方というふうなものを見据えた枠組みの中で、子供たちがどう具体的にその中で自分たちが生き生きと輝いていけるかということの話をしていく場をできるだけ設定していくということが私としては大事だというふうに考えております。この学校再配置は、あくまでも今の子供たちも、これから入学就学する子供たちにとっても、魅力ある学びというふうになるようにということで学びの機会とすることは議員がおっしゃるとおり、非常に大切な要素だというふうに考えています。したがって、直接的にこれからは具体的に一緒にになる、一緒に学び生活する子供たち同士が本当に安心して楽しく過ごすための決まり、それは校則というふうなこともあるんでしょうし、先ほどおっしゃっていただいたような制服も、言ってみたら、君田中学校が三次中学校の制服に合わせるなんていうことは、私どもは一切そういったことを言っておりません。みんなで決めていけばいいんだというお話をさせていただいております。そういう意味では、具体的なそういった決まりでありますとか、あるいはまた一緒になるという子供たちの学びの場、大切な力をつける場というのが学校教育の目的ですから、その上で記念となるイベントを考えたり、あるいは今まで住んでいて学んでいた地域の魅力をお互いに語り合って、それぞれの魅力というふうなものを教育の中に、また生活の中にしっかりお互いに知り合っていくという取組というのをつくっていく。そういった活動はしっかりと準備もし、計画をし、そして一緒になった後もそれを続けていくということは非常に大事だと。そのことが子供を主人公にしていくという取組につながるものだと考えております。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 質問としては、再配置計画について質問しておりまして、アンケートを取っていく枠組みの中でされた、それはやっていただいたと思うんですが、そうではなく主権者として、賛否も含めて主体的に考える機会を持ったかどうか、そういった辺りを質問させていただきますが、その辺りはいかがでしょうか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 繰り返しになりますけれども、今の子供たちの生活、あるいはまた学びの環境の中で、これがどうなったらいいかとかもずっとこういったことを期待するということは、

とても大切な要素としてしっかり聞いていくということは必要だと思います。しかし、発達段階に応じて、これはいわゆる大人の責任の分野できちんと判断をし、決めていくということは当然必要な部分はございます。しかも、この学校のあり方、配置ということにつきましては、やはり教育委員会としての一定の法的な枠組みの中できちんと管理・執行し、設置や廃止等についてもきちんと責任を持っていくということはあるわけでございますので、その部分においては、私どもとそれから皆さん主権者、直接のそういった皆様方といろいろな意見を聞かせていただいた上で、私どもの責任として決定をしまいいりました。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） では次に、めざす学校の規模の運用について、地域事情を踏まえた柔軟な考え方が必要です。特に小学校においては、例えば可能な限り小学校は存続する、全校児童15人未満を統合の対象にするなど、地域ぐるみで育てる教育の実現に向けて、地域の実情や施設の状況に十分配慮して検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今回、策定委員会の中でもいろいろ議論いただいた基本方針の中では、規模につきましては委員会での議論、あるいは先ほど申し上げましたように、アンケート調査の結果、そして今まで行ってまいりました説明やパブリックコメントも踏まえて策定した基本方針に基づいて進めているものでございますし、これからも進めてまいります。いわゆる学校本来の目的というのは、何よりも子供に社会的自立をする力をつけるということがございます。つまり、学校というのは小さな1つの社会として、様々な集団活動の中で子供の資質能力を育むという場です。地域事情はもちろん考慮しつつも、基本方針に従った再配置というのを進めることで、今申し上げましたような学校教育の使命である子供たちの確かな学びというものについて充実を図ってまいります。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） ということは、先ほど例示させていただいた考え方、基準というのは間違いなのか、言い間違いというわけじゃないかもしれませんが、教育委員会の考える教育に合致しないということなのか、再度お伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 問いに対する答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、私

どもは今回、学校という本来の学校教育の目的を果たしていくということ、そして今、社会状況が大きく変化していく中で将来を見据えて、この三次という地を大切にしながら社会的に自立をし、そして共に幸せを感じられるウェルビーイングを実現していく地域社会の主人公になる。そのことを実現していくということに向けて、このあり方基本方針というものも策定をし、共にこの思いは皆様方にも引き続き説明もし、共有・理解をしていただきながら、共にその方向に向けて子供たちを育んでいく環境を整えていく。学校の中ではしっかり学びの場をつくっていく、そういった取組というのはぶれずに行ってまいります。

(4 番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4 番 増田誠宏君 登壇]

○4 番(増田誠宏君) では、聞き方を変えます。学校の統合は正解がないと、本市に関わりのある教育の専門家がおっしゃっています。また、先ほどの基準は、北部3町と同じようなお隣の島根県飯南町が現在策定されている統合計画の基準でございます。なぜ同様の考えができないのか、このような基準は本市にとって適切でないと考えていらっしゃるのか、再度お伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 繰り返しになりますけれども、今回一定の規模感というふうなもののお話をさせていただくことは、様々な委員の皆さんにも御意見を頂き、協議も頂く中で一定のコンセンサスを得て方針としているものでございます。いろいろ国全体を見渡しても、地方のそれぞれのいろんな地域を見渡しても様々にあるということは承知をいたしておりますけれども、本市にとってはこれまでの基本方針の中でもずっと繰り返してまいりましたように、一定の集団活動が可能になるということ、これはやはり基本になるということ。そして一方では、地理的な条件とか様々な地域性も考慮しながら、そのことを実現をしていきながらも、魅力ある学びをつくっていくためには、小学校の1学年10名以上、そして単式とする。それから中学校については、発達段階に応じて2クラス以上としていくということが、やはり本市にとっての必要な学びの環境であるということをこの中で整理をさせていただいたものでございます。

(4 番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4 番 増田誠宏君 登壇]

○4 番(増田誠宏君) モニター資料1を再度お願いします。今の御答弁ですと、再配置計画の変更は議論の余地はないようですが、赤枠の部分ですね、「状況に応じて、計画の見直しを行います」と書いてあります。これは文字どおりに取ってはいけないのか、相手校の見直しは可能なのか、議論次第では再配置計画の修正を行うべきですが、再度お伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 再配置計画につきましては、今回策定した内容とスケジュールに沿って進めるということを基本としております。現在、想定をしております見通しに非常に大きな著しい変化があるというふうなことなど仮にあれば、それについての見直しが必要となるという可能性は否定はいたしませんけれども、現時点では変更するということは考えておりません。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） では次に、再配置に向けての諸課題について、先ほどの御答弁がありますので、仮にこのまま進めていくとしまして、通学時間、国の基準である１時間を確実に超える家庭が存在します。さらには放課後児童クラブも統合されます。果たして児童生徒や保護者に確実に寄り添った対応ができるのでしょうか。現状と同等の教育環境の実現に向けて、安心・安全な通学の確保が必須条件です。まだ示せていないというのでは、関係者は納得できません。具体的にどのように対応されるのかお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今おっしゃっていただきました通学手段につきましては、様々に保護者の皆様からいろんな御意見も今既に頂いているところでございます。これも各地域、それぞれ実情をしっかりと踏まえながら、保護者と丁寧に今後も意見交換や協議もさせていただき、安全・安心な手段というのは確保してまいります。このことにつきましては、具体的にそれぞれの校区の保護者の皆様方への説明会においても、学校再配置に関する対応についてというこの文書をお示しして、一定程度の考え方、基本方針というものもお示しさせていただいております。具体的に申し上げますと、公共交通機関による登下校が可能な場合は、原則としてこれを利用することとし、休日の学校行事でありますとか下校時刻の変更などによって、運行時間が長期間にわたるような場合にはスクールバス、あるいはタクシーで対応するということとしております。市長部局の公共交通担当部署とも連携を図りながら、発着時間でありまして、あるいはまたルート of 具体的な見直し、既にバス、タクシーを運行している地域もございまして、そういったところも踏まえて、具体的な配置に関わっての見直しというふうなものも検討してまいります。また、公共交通機関の運行がないという地域につきましては、スクールバスまたはタクシーで対応して、乗り降りする場所でありまして、運行の便数、こういったところについても保護者と協議をして対応していく考えでおります。

放課後等の場所につきましても、具体的な協議もさせていただきながら、これからの具体策というふうなものについてしっかり地域ごとに丁寧に対応してまいります。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 具体的にという質問をさせていただきましたが、個別にちょっと聞かせてもらうんですが、まず1つ目として通学について、正直に言って小学1年生では厳しいのではないかという事例もございます。朝5時30分に起きて、6時30分に家を出て、19時30分に帰る。もう本当にくたくたでございます。はっきり言って無理です。そこにはもう住めません。そのように、説明会で似たような御意見も出ていました。それでも保護者のほうを説得して進めていかれるのですか。

2点目、公共交通の路線バスは大丈夫でしょうか。畠敷線みたいに急に休止しないですか、バス事業者との調整はされていますか。

周辺部の通学道路の整備は、もう既に始めていないと間に合わないような気がします。最優先でされていますか。建設部では、バスがスムーズに通れるよう道路の確認は始めていますか。

4点目、放課後児童クラブも統合ですが、往復1時間30分かけて保護者に迎えに行ってもらうのでしょうか。仕事の継続が困難となる事例も聞いています。これは確実に対応されますか。

以上、再度お伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） まず、1つ目の通学に関わることです。おっしゃっていただいたように、やはり一定の時間が必要な地域もあるということは承知をいたしております。したがって、まずは実態というふうなもの、しっかり具体的に詳細の確認も今進めておりますけれども、その中で安心して対応できる、いわゆる通学時間とか学校との折り合いをつけられるような、例えば教育の日課を具体的に変更するとすればどういった工夫ができるのかでありますとか、そういった通学に関わる1日の流れというものは、いろんな想定をしながら具体的に検討に入っております。

それから、公共交通機関のことにつきましては、いろいろ情報収集はもちろん行っておりますし、具体的にこれからどう進めていくかということについても、様々にそれぞれ地域の事情もございますので、しっかりそのところについて対応ができるのかどうか。これはバスだけではなくて、公共交通機関でいいますとJRももちろんございますし、路線バスもございます。そういったところも含めて一体的に、これは教育委員会だけではもちろん済む話でもございませんので、十分に関係部署とも連携しながら進めてまいります。

それから、通学路につきましても、これは先日の全員協議会でも御説明させていただきましたけれども、庁内の連携会議を設置いたしました。これは関係の部署を含めて、全てこのあり方の再配置に関わって具体的に進めていくということのために、建設部にも一緒にこの会議の中に加わっておりますので、情報収集したものについては協議を進めております。

最後、放課後児童クラブのことにつきましては、昨日も御質問にお答えしましたけれども、

基本的には再配置先の学校の中での児童クラブというふうなことを基本としておりますけれども、おっしゃったように実情に応じて地域で運用していただいている子ども教室というもののこれからの在り方や、具体的にそういったところの保護者のニーズ、そういったことも踏まえながらそれぞれの対応というふうなことで丁寧に進めてまいります。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4番 増田誠宏君 登壇]

○4番(増田誠宏君) 教育行政でございます。このまま進めていくとしたら可能な限り寄り添っていきべきだと考えます。

次に、今回の再配置により、学校が存在しない住民自治組織や中学校区が新たに発生します。これが地域活動にどのような影響を与えると見込まれているのか。また、現時点での基本方針には、地域づくりに関する配慮は記述が見当たりません。今後詳細な再配置計画をしないということですが、策定していくべきでありまして、こうした視点を盛り込む必要があると考えますが、御見解をお伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) これは学校がもともと子供のためのものであるということでありまして、地域にとっての具体的な影響というふうなものも当然ございます。基本方針におきましては、地域との関係というものは、かなり具体的と言えるかどうかは別としても、記述はかなりこの中には入れさせていただいております。例えば、方針の中の32ページには、地域と学校の関係が希薄化しないように、学校に関わる地域が広がることをメリットとして最大限生かす取組を進めますというふうなことで、具体的にはそういった形で、これまでも地域のいろいろな関わりも頂きながら教育活動を行ってきたことは、さらに広げていくということを明記いたしております。学校の再配置というのは、全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりをするということが目的でございます。再配置法においても、豊かな学びを支えていく、つくっていくためには、現行導入しているコミュニティスクールについても、継続して導入をしてまいります。もちろん再配置を推進する機関において、現在の枠組みというふうなものも、ずっと続けられるか、あるいはまた一定程度組織を見直す必要があるというところもございますけれども、いずれにしても新たな学校区の関係者で学校運営協議会を組織するというのも進めてまいります。具体的な学校運営協議会の皆さんと丁寧に意見交換をしていただいて、繰り返しますけれども、学校は子供たちにしっかりと学びをつくっていく。地域という校区が広がる中であれば、その校区の皆さんが子供を育てていくために、これをまた主体的に支えていただくということを期待したいと思いますし、ぜひこういったことについては、私どもからも情報発信をしてまいります。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 本市においては、住民自治組織を中心とした地域づくりが進められてきました。先ほど地域との関係という教育のほうの観点から御答弁いただきましたが、本来は地域をどうしていくかということで質問させてもらった部分ではあるんですが、もしかしたら示すものが今の時点ではないかもしれませんので、また後ほど聞かせてもらいます。

次に、高校との連携について、基本方針の中では言及がありません。南部地域において吉舎中学校が相手校として選定された背景には、吉舎町に日彰館高校が存在し、小・中・高の連携のためと答弁されています。実際にどのような連携を視野に入れられているのかお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 高校との連携ということにつきましては、これも今回の基本方針の基盤としておりますみよし学びの共創プランの基本施策の中にも示しているところでございます。吉舎地域においては、保育所から高校までの学びがつながっているということが本市でも唯一の魅力というふうに捉えております。市南部の地域の中学校ということについてはお示しをしておりますとおり、吉舎中学校の再配置を計画しております。具体的にこの連携ということにつきましても、基本方針の中身について日彰館高校のほうに伺って校長先生にも御説明をさせていただき、これから具体的な三次市としての取組というふうなものについても説明をさせていただいているところでございます。そういう中で日彰館、そして今現在進めていただいている吉舎町内での取組というふうなものを、さらに枠組みとして広げていくというふうなことから、継続して協議連携をさせていただくということで確認をさせていただいているところでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 枠組みを広げていくということでございましたら、県内でも事例がございいますが、場合によっては日彰館高校と施設一体型併設校とか、連携型中高一貫校等を想定されているのか、その辺りを再度お伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 具体的にはいろんな選択肢というふうなものは、様々に制限を設けず考えていくということが必要だと考えております。具体的なものについては、これからでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） では、全体の部分として、本市の市内にある県立高校3校及び県立三次中学校との今後の連携や、役割分担について再配置の中でどのように整理構想されているのかお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 本市の持続可能なまちづくり、人づくりということを考えますと、現在ある市内3つの高校の存続というものは必須の要件であると考えております。甲奴、三良坂、吉舎の三中学校については、先ほど申し上げましたように、日彰館高校との連携強化がございますけれども、ほかの2つの高校につきましても同じように、今連携をしているのをさらに様々に三次市の中での取組ということで強化をしていくということは、これもそれぞれに校長先生のほうにこの基本方針を説明させていただいて、お願いもしているところです。この具体的なあり方というふうなものにつきましては、先ほど申し上げましたような、本市として3校の大切な役割でありますとか期待というふうなものを踏まえて、具体的なそれぞれの高校との連携を継続的にこれからも進めてまいります。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） では次に、学校跡地について、公共施設等総合管理計画は令和17年度までの計画ですが、来年度から5年間の個別施設計画でどのように記載されているのでしょうか。また、基本方針では、活用方針が定まらない場合は原則譲渡、または解体とのみ記載されています。学校跡地は、避難所など地域にとって重要なインフラです。より地域に寄り添った姿勢が必要であり、地域との共創という視点から見直しが必要ではないか、御見解をお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 学校再配置後の跡地活用につきましては、地域に関わる多様な利活用の事例も参考にしながら、関係機関が一体となって地域の皆さんと協議し、多角的な活用方法を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、利活用方法が定まらない場合には、将来世代へ負の遺産を引き継がないためにも、三次市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき原則として譲渡、または解体を行う考えでございます。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 公共施設の総合管理計画の個別計画は、先ほどおっしゃいましたように、令和7年度までの計画でございます。今後新たな個別施設計画を策定するに当たりましては、対象校の記載については小中学校のあり方に関する基本方針を踏まえながら、劣化状況なども勘案した上で、教育委員会を始めとして、庁内関係部局で協議しながら記載方法については検討していきたいと考えております。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 活用方針が定まらない場合との表現、先ほども御答弁いただきましたが、これでは市として定めていこうという考えがないように受け取られかねません。この辺りも詳細に計画として示していただきたいと思います。

次に、支所を含めた庁内連携と共創のまちづくりの実現に向けて、支所は地域づくりの拠点であり、再配置も重要な地域課題として取り扱うべきです。地域や保護者と教育委員会などとの橋渡し役として主体的に機能を果たしているのか、副市長直轄の支所が地域の声をどのように把握し、再配置計画に反映されているのかお伺いします。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） 今回、多くの支所管内で学校が再配置となり、管内に学校がなくなる支所というのが発生することは先ほど来、御説明があったとおりでございます。御承知のとおり、支所はそれぞれの地域の特色や課題を最も把握しておりまして、これまでも地域の住民自治組織の皆様と一緒に地域振興に取り組んできたところでございます。このため今回の再配置における役割の1つとして、再配置後の地域づくりの活性化に向けた検討、これがあるというふうに考えております。とりわけ、これまで学校という施設を接点として行っておりました子供たちとの地域づくり、これについて区域内に学校がない場合の新しい地域づくりの方法、こうしたものを地域と一緒に検討していく必要があるというふうに考えております。また、再配置に伴う諸課題の解決、保護者と地域との連携などの役割も担っておりまして、例えば地域説明会の開催では、地域関係者との連携調整をしておりますほか、保護者説明会にも支所のほうからも同行して情報を共有し、地域との調整につないでいるところでございます。

また、先ほどの御質問の中にもございましたけども、地域の視点というものを少し広げて答弁をさせていただきますと、先ほどは学校のコミュニティスクールに代表されますように、学校からの視点でございました。一方で、支所を含みます地域づくりの部門からの視点では、必ずしも先ほど申しましたように、今度は地域づくりの窓口が学校のみではなくなる。地域ということは、必ずしも再配置校のみが対象ではございませんので、そうした意味で地域からも積極的に新たなまちづくりの方法、学校を接点としない方法について御検討いただきたいですし、またそうした検討について各住民自治組織ごとの事情を踏まえて、しっかりとした支援を行っ

ていくということも支所を含めた地域づくり部門の重要な役割であろうというふうに考えておるところでございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） 先日の全員協議会においても、地域づくりに学校は必須条件ではない、今後学校はなくても、定住促進を新しい考えを持って議論を進めていかなければならないと答弁されています。先ほどは地域において御検討くださいというような答弁だったと思います。地域が検討していくんですか、これは。市として検討、または示していく、それが必要なのではないのでしょうか、再度お伺いします。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） 各地域のまちづくりについては、現在の本市ではやはり各住民自治組織の皆様が主役であろうというふうに考えております。そういった意味で、あえて地域の主体性に御期待をさせていただくという意味合いも込めてお話をさせていただきましたが、一方で、最後締めくくりでお話しをしましたけども、それを地域だけに、いわゆる丸投げをすると、そういうことを考えておるのではございませんので、学校に子供さんと呼ばれてやられていた行事、こういうものにつままして各地域ごとの事情を当然、住民自治組織の皆様と一緒に話をしていただくということで、必ずしも、市から画一的なルールをお示しするというのではなくて、地域ごとにカスタマイズ、もしくは必要な支援を聞き取って、そういったところへ対応していくということでございますので、あくまでも市が主体ではなくて、双方が伴走していくということは、地域づくりにおける重要な観点であろうというふうな意味でございます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） もちろん市で全部細かいところまで示してくださいという意味ではございません。一緒に考えていくということでしたが、そういった部分も含めた計画書、学校がなくなったときはどうするんかとか、そういうことも示していかなければならないという意味で質問させていただいています。

次に、三次市立学校再配置庁内連携会議が設置されていますが、教育委員会と市長部局、地域共創部などや支所の間でまちづくりや公共交通、保育所などの実効的な連携は実現できていますか。さらには、住民説明会等で関係部署が説明責任を果たされているかについてもお聞かせください。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 再配置計画は、本市の将来を担う子供たちの成長を育む学びのステージとしての教育環境を整える取組でございます。この取組を進めるために、地域づくりとの連携や公共交通、通学路といったインフラ整備との連携、保育所との協力、跡地利用についてなど、庁内各部署が横断的に連携して検討を実施する必要があります。そのため庁内体制を整備し、各部署がそれぞれの立場でリーダーシップを発揮し、この課題に自分事として携わっています。4月25日には第1回の庁内会議を開催し、再配置計画の共有を図るとともに、進め方などについて、各部長と連携協議、意見交換も行っております。また、適宜、進捗状況については情報交換を行い、具体的な課題に対して取り組んでおります。

住民説明会でございますけれども、まずは教育委員会として、基本方針の説明を行うことから始めております。庁内で各説明会で頂いた御意見のほうは庁内で共有しておりまして、今後は必要に応じて説明会等にも出席してまいります。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 先ほど御答弁いただきましたように、各部署、教育委員会も本当に業務多忙でございます。主体的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続いて、再配置に伴い教育委員会の業務量は大幅に増加することが見込まれます。三次小学校、十日市小・中学校の建て替え、給食調理場の統廃合、学びの多様な学校の設置、放課後児童クラブの民営化など、同時並行で進められる中で、業務量に対し人的配置が適正なのでしょうか。また、職員の健康や労働環境への配慮も含め体制強化が必要ですが、御見解をお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 御指摘のとおり、教育委員会では多岐にわたる重要な業務が複数同時進行しておりますが、それぞれの課で役割分担しつつ、課題によって協働しながら計画的に各事業を推進しております。職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、心身ともに健康な状況で業務に取り組むことができるよう努めてまいります。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 教育委員会のフロアは平日夜遅くまで、そして先日の土曜日も明かりがついていました。職員の皆さんは本当に熱心に業務に当たられています。本当に深く敬意を申し上げます。その一方で、ワーク・ライフ・バランスにのっとなっているということですが、長時間勤務が続いているのではないかと懸念がございます。直近1年間で月80時間以上の時間

外勤務を行った職員がいるのか御質問いたします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 大変申し訳ございませんが、今資料を持っておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4番 増田誠宏君 登壇]

○4番(増田誠宏君) これはとても大切なことでございます。何人いらっしゃるのかどうかという質問ではなく、そういった部分を責任者としてこれを把握されていることは本当に必須なのではないかと思います。この80時間というライン、100時間というラインもありますけど、80時間のラインというのは、過労死ラインとされる深刻な水準でございます。平日夜遅くまで勤務されているとか、もしかしたら朝早くに出られているかもしれません。そういった状況というのは、80時間近く超える可能性もあります。勤務実態を踏まえ、教育委員会及び総務部として、勤務時間の管理や職場環境の改善、人的配置の見直しを行っていく必要があるのではないかと思います。その辺りはどうしていくのか、明確ではなかったので、再度伺います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 先ほども申し上げましたけれども、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、心身ともに健康な状況で業務が取り組めるように努めております。また、水曜日には、比較的早い時間帯のほうから掃除などもやっておりますし、早く帰るようなこともやっておりますし、毎週月曜日には健康づくりのために体操なども行っているような状況でございます。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

[4番 増田誠宏君 登壇]

○4番(増田誠宏君) このような職場環境で、再配置を丁寧に進めていくことが本当に可能なのか心配いたします。学校再配置には連日御説明いただいております、昨日もされたと伺っております。関係者との調整、説明責任、施設整備、地域連携など、膨大な業務と調整が求められます。そのため本当に現場のほうは大変なように感じられます。このまま計画を進めていくことで、本当に児童生徒の安心や教育の質を守ることができるのか、この辺りはかなり心配しております。しっかり人員配置も含めて、必要な部分、他部署との連携とか本当にしっかり図っていただきたいと思います。

次に、市長は3月の市議会全員協議会において、御安心いただきたいと発言されました。市

民にとって何をもって安心できるとされているのか。この再配置は、中学校の規模と校区の再編という市長の選挙公約からスタートしたことであります。市長として、地域、保護者、子供たちの不安に対し、どのような対策を講じ、安心を提供されるようとしているのか。また、市長も柔軟に対応していくとおっしゃっています。地域や保護者の学校に対する考えに応じ、さらには諸課題の解決ができない、また解決を図る時間を確保するために、必要に応じ基準や時期など再配置計画の見直しを行う柔軟な姿勢があるのか。そして、大前提として、やはり詳細な再配置計画の策定が必要ですが、御見解をお伺いします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） これまで教育長も答弁してきたとおり、丁寧な議論をそれぞれの地域、あるいは保護者に行いながら、1つ1つの課題を把握し、それをどうやって取り組み克服していくか、このことはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。したがって、そういったことをしっかりと説明して進めながら、理解と協力を得ていくということが大前提であります。その中で再配置計画を策定するというようなことが先ほど来からありましたけれども、改めて詳細な再配置計画を策定するということは考えておりません。ただし、現在想定している見通しに大きな変化がある場合など見直しが必要となる場合には、状況に応じて検討していくといったような状況であります。今回の学校再配置につきましては、先ほど来からありますように、教育委員会だけのことではなく、地域の関わり方、あるいは地域づくりなど様々なことが想定をされるところであります。今後のまちづくりの姿を各部署で共有していくということが大切でありますし、そのための組織横断的な組織というのも全庁的に取り組むということで、今議論を重ねているといったような状況であります。この庁内連携会議を4月に設置して、全庁を挙げて対応していくというところでありますので、引き続きこの中で様々な課題を共有し、そしてその課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後、市民の皆さんや関係者の皆さんの様々な不安や懸念事項というのはございますけれども、1つ1つ解消しながら、保護者や地域の皆さんが安心して新たな学校をスタートできるよう、また地域づくりができるように、関係部局で主体的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 1つ1つ不安について解消していくということだったんですが、今回、指摘、質問させていただいたことは、再配置計画の中で内在する多くの課題の中のほんの一部にすぎないと考えます。なお多くの論点があり、先ほども御答弁いただきましたように、1つ1つ丁寧に向き合い、誠実に説明責任を果たしていただくことが求められます。特に学校がなくなる地区に対しては、まちづくりの観点から早急に市長としても対話していくことが必須です。

現時点ではされていないと思います。さらには、教育長は学校の設置者は教育委員会であると繰り返し御説明いただいています。しかし、学校を廃止する条例の提案は市長でございます。そして、最終的な決定は、昨日もございましたが、住民代表である議会であります。にもかかわらず、あたかも決定事項であるように説明が住民に対して行われ、さらには新聞等でもそのように伝えられている現状は誤解を生みかねません。そのような説明の在り方で本当によいのでしょうか、再度お答えください。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今、議員も御紹介いただきましたように、学校教育法のほうでは、学校は地方公共団体が設置するというふうに定められております。その中でも、一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育委員会は地方公共団体が処理する教育に関する事務で設置・管理及び廃止に関することにつきまして管理・執行を行うというふうに定められております。その中で、私どもは実際に学校の設置・管理、そして廃止も含めての事務管理を行う機関でございます教育委員会、ここで責任を持つて行うということの上から、現在は取組について教育委員会会議で決定した基本方針にのっとり説明をさせていただいているということでございます。したがって、このことにつきまして、やはり丁寧に今後も説明をしていく。そして、必要なこれを進めるに当たっての様々な懸案事項、あるいはいろんな御意見、これも踏まえながらも、私どもとしては教育委員会としての責務にのっとり、子供たちにとってのよりよい学びの環境というものを迅速に、かつ着実に進めてまいります。そのことをこれからも御説明をさせていただきます。

（４番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔４番 増田誠宏君 登壇〕

○４番（増田誠宏君） いろいろな御意見を伺いながら迅速に、そして着実に進められていくということですが、頂いた御意見としては、いわゆるごく小規模校であるということですね。これ、本当に保護者の皆さんは重々承知されています。その上で夢や希望を持ってＵターン、Ｉターンをされ、家を建てられた方々、祖父母と同居を選んで今の暮らしを大切にされてきた方々がこのままでは住み続けられない、仕事を辞めなければならないかもしれないと切実な不安を抱えていらっしゃる。にもかかわらず、教育長が教育委員会としての考え方を一方的に述べられ、それを推し進めるかのような説明会では、そうした不安に全く応えていないのではないかという受け止めもあります。このままでは共創のまちづくりどころか、諦めのまちづくりになってしまいます。今、地域の皆さんが希望を持つことを諦めるという心境に追い込まれているのです。私たちがめざすべきは、諦めないまちづくりであるはずです。この覚悟はこの１ページの計画に宿っているのでしょうか。共創のまちづくり、共創というのであれば、この言葉にふさわしい進め方が求められます。その上で再配置の必要性、方法、そしてその計画

そのものの是非についても、地域や保護者、もちろん子供たちも含めて慎重かつ、共に考える姿勢を貫いていただきたいと強く求めます。再度お伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長(迫田隆範君) 繰り返しますけれども、私どもが説明をしているのは、一方的にこの方針を私どもがつくって、そしてお示しをしているというものではないということを繰り返して申し上げたいと思います。何度も繰り返しますけれども、この中には学びの共創プランをつくるに当たっての様々な角度からの御意見も頂いて、この人づくりをどう進めていくのかということを経験と御議論いただいた前提の上でこのプランがあり、さらにはそのプランの具現化のために具体的な学校のあり方を、いろんな課題が今多様化し、複雑化している子供たちの中で、本当に本市として全ての子供に魅力ある学びを届けたい。そのことを御議論いただいて、この基本方針を策定させていただいた。そのことをきちんと私どもは説明をするという責任はもちろんございます。しかし、そのプロセスの中では、きちんと様々な形で皆さんにも御意見を聞きながら一緒に協議を踏まえてこの方針をつくってきたということを御理解いただいた上で、これからの取組というふうなものを一緒にまた御議論させていただきたいと考えております。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員、残り時間が4分となっておりますので、質問をまとめてください。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番(増田誠宏君) すみません、この部分の最後に申し上げます。ぜひ市長、教育長、御自身で、朝6時半に出発する該当のスクールバスを試してみたいと思います。6時半、暗い中でございます。寒い冬もあります。雪も降ります。実際に子供たちと乗ってみて、通学の様子はどうなのか確かめてください。それでも安心だ、問題ないとおっしゃるのでしたら、少なくとも保護者は納得されるのではないかと思います。その辺りを再度お伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長(迫田隆範君) 具体的なこれからの取組というふうなことについて、今御助言も頂きましたけれども、具体的なそういった実態とか状況、子供たちの様子、保護者の思い、これは引き続き丁寧に聞かせていただき、それは直接、また状況をきちんと踏まえて見ていくということとは当然に必要な部分として考えていきたいと思っております。

(4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） では大項目3、就学援助制度について。周知と積極的な活用について、3月定例会での徳岡議員の質問も踏まえながら質問してまいります。

本市のホームページや学校からの配布資料では、制度の対象範囲が詳しく示されておらず、分かりにくい印象があります。モニター資料3をお願いします。一方では、県立中学校では比較的丁寧な案内資料が配布されています。県や近隣自治体では、ホームページ等に具体的な年収・所得基準を明記するなど、赤枠にあるように、視覚的に分かりやすい工夫がされています。本市として、制度の情報提供や周知などにどのように取り組んでいるのか、所得基準等を明示しない現状の周知が適切なのか、申請漏れを防ぐ工夫をどのように取り組んでいるのかお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 就学援助制度の周知につきましては、保護者向けの入学説明会を毎年、各学校が開いておりますけれども、これにおいて詳しく説明を行って、皆様方からの質問にも丁寧にお答えをして理解を図っていただくという機会を設けております。また、毎年新年度には、全校の保護者に対して再度周知を行って、在校生の世帯状況に変化があった場合にも申請漏れ等がないように積極的に働きかけを行っております。

周知の方法につきまして、本市では認定となる具体的な所得基準というふうなものは明示しておりません。それは保護者自身が援助の対象であるかを判断するための目安にはなるかと思っておりますけれども、やはり各家庭の家族構成でありますとか、あるいは年齢、様々な条件によって異なっておりますので、明示するということには工夫が必要であると考えております。今後も援助を必要とする全ての保護者の皆様方に支援が行き渡るよう、周知方法についてはさらなる努力をしてまいります。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 所得基準が明示されていないので気づかれない場合、先ほどの資料をもう一回出していただきたいんですけど、割と500万ぐらいですか、非常に世帯収入が大きな場合もありますので、これはちょっと県の基準なんで違うと思いますが、その辺りは丁寧に周知のほうを図っていただきたいと思います。

次に、県立中学校における基準は、国民年金の4分の1免除相当額をベースとした比較的広い設定です。本市では現在、生活保護基準額の1.3倍を基準としていますが、係数倍率の見直しや認定基準の柔軟化によって対象範囲を広げる考えがあるのかお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 御紹介いただきましたように、本市においては、生活保護の基準額に1.3倍という係数以下としております。これにつきましては財政状況、あるいはまた支援の持続性を踏まえ、現行の基準を維持するということが適切であると判断しております。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） 現行の基準を維持するということですが、いわゆる生活困窮世帯に限らず、教育費や学用品費が大きな負担となっている中間層の家庭も存在します。物価上昇や非正規の雇用の増加など、家庭状況が多様化する中で支援が必要な層は従来の認定基準では十分カバーされていないのではと考えます。今後、御検討いただきたいと思います。

次に、申請は学校を経由する必要がありますが、教職員などに申し出ること自体が心理的ハードルになっている側面があります。また、三原市などでオンライン申請を導入されており、スマートフォンやパソコンから手軽に申請できる体制を整えています。本市においてもオンライン申請を導入すべきですが、御見解をお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 本市においては現在、教育委員会、あるいは学校のほうに申請書類を提出していただくという形にしておりますけれども、これは状況でありますとか保護者のいろいろな悩み、困り事というふうなものをできるだけいち早くキャッチして、そして具体的な支援につなげていく。そういった直接的な対面による対話ということは大切だというふうなことで考えております。オンライン申請の利点というふうなものも御紹介がございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、私どもの対応というところの視点を慎重に検討しながら、市民の皆さんの利便性向上に努めてまいります。

（4番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

〔4番 増田誠宏君 登壇〕

○4番（増田誠宏君） もちろん対面の良さというのもあると思います。それで家庭の状況も分かるということもあるので、対面は対面で続けてもらいたいんです。オンライン申請もできないかという部分で質問させていただきました。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山村恵美子君） この際、休憩いたします。再開は11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 1分——

——再開 午前11時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） 皆様、こんにちは。明日への風の藤岡一弘でございます。議長にお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回の一般質問では、1つ目に三次市の子育てについて、2つ目に共生社会をめざす政策について、3つ目に公共施設等の適正な管理運営について、4つ目に防災・減災の取組について、以上、大きな項目として4つ質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。また、ちょっと最近鼻炎がみでちょっと鼻水が出ますので、多少お聞き苦しいところがありましたら御了承いただければと思います。

それでは、大きな項目1つ目の三次市の子育てについて質問をいたします。

まず、子育て環境の課題と魅力発信について質問をいたします。三次市での子育て環境でございますが、子育て支援センターや保育施設の充実、ひとり親家庭への支援、子育て支援金の支給、また地域イベントの開催など、多様な子育てへの支援メニューが本市では提供をされています。また、情報提供や講座も行われており、三次市地域全体で子育てを支える体制が整っていると感じています。新たに策定された三次市こども計画を基に、これからも他市などの先進事例の研究や三次市内の需要を調査されることで、今後ますますの三次市独自の支援施策の展開が必要とも思っておりますが、三次市ではこれまで様々な施策や制度を通じて子育て環境の充実に取り組まれてきました。しかし、そのような取組や制度があったとしても、三次市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、2023年時点で1.42となっています。この数字は、国の数字である1.2、広島県である1.33を上回ってはいますが、減少傾向にあり、三次市では過去最低になっていること、今後の三次市の未来を考えたとき、この数字というものは考慮すべき傾向です。この合計特殊出生率の推移の状況を三次市としてどう捉えていますでしょうか。そして、この状況把握から三次市の子育て環境の課題をどう認識されているのか質問いたします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中村子育て支援部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 本市の合計特殊出生率は年々低下傾向であり、令和6年の合計特殊出生率は1.34、また子供の出生数も253人と減少しており、少子化が進行しています。これまでも子育て世帯への支援として、働きながら子育てできる環境の整備や経済的な負担軽減など、多岐にわたる施策を展開してまいりましたが、合計特殊出生率を好転させるまでには至っておりません。6月4日に国が公表しました令和6年の合計特殊出生率におきましても、全国で1.15、広島県は1.29と過去最低を更新しており、少子化の加速は全国的な課題であると認識しています。本市の子育て環境の特徴、課題としましては、昨年度実施いたしました子ど

も・子育て支援に関するニーズ調査などから女性の就業率が国や県よりも高く、働く母親が増加していること、また子育てに対する不安や負担感を感じている保護者が増加傾向にあること、子育てや教育に係る経済的な負担が大きいと感じている保護者割合が高いことなどが上げられます。また、ひとり親や収入水準の低い世帯の子供は学習や生活習慣、心理的側面で様々な影響を受けていることや、身近に相談する人がいない保護者は生活満足度が低くなる傾向にあることから、子育て家庭のニーズやひとり親世帯の課題に応じた対策の必要性を認識しております。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 全国的に同じ傾向だと思うんですが、これからの課題として、いかに生活の満足度を上げていくかというところが1つの焦点になってくるのではないかなというふうに思っております。ただいま課題のところを聞かせていただきましたけれども、やはりこれからの子育ての充実をしていくためにも、今言われた課題というものを分析して、今後の施策に反映していくことが重要だと思います。

では反対に、三次市の子育てのよさは何なのかと。このよさを三次市としてどういうふうに把握して、それを守っていきましょう、そして促進していきましょう、これが三次市の子育ての魅力、言うならばブランドになるというふうに思っています。先ほどは三次市の子育て環境の課題をお聞きしましたが、では三次市として、この三次市で子育てをするよさの部分はどう認識されていますでしょうかお聞きします。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 本市では安心して産み育てられる環境づくりとして、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援体制で子育てを支えております。子育てに安心な医療、保育の取組としまして、小児救急医療や病児・病後児保育を実施しております。また、多子世帯の保育利用料や保育所、幼稚園の副食費の軽減、18歳までのこども医療費助成など、子育てに係る経済的負担の軽減を行っています。そのほか子育てを支える取組としまして、こども発達支援センターでは、未就学の児童を対象に、発達に関する保護者からの相談を受けたり、また通所教室も実施しております。仕事と子育ての両立を支援する取組としては、延長保育事業や一時預かり事業、子育ての援助をしてほしい保護者の子供を、講習を受けた会員が一時的に自宅で預かる子育てサポート事業などのサービスも行っています。また、こども家庭センターを中心とした相談支援体制や子育てに係る情報発信の強化など、さらなる支援の充実に向けた取組も進めているところです。このような取組を通じて、本市における子育ての魅力につなげていきたいと考えています。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） 改めて思いますけれども、たくさん支援メニューがあるなと思いました。

三次市では、第3次総合計画としてみよし未来共創ビジョンを策定されています。市民の幸せの実現を基本理念に、福祉であったり観光であったり、そして子育てであったり、まちづくりの取組の方針を掲げ、それぞれの施策を展開されています。今、課題と三次市の子育てをするよさの部分をお聞きしたんですけれども、たくさん支援メニュー、または環境にあるなと思いました。しかし、今言いましたみよし未来共創ビジョンの一番最初に、子育ての目標指数が掲げられているんですけれども、そのところで、「安心して子どもを産み育てる環境が整っている」という市民の割合が目標として設定されています。令和4年時点での現状値が32.5%です。目標としては、この未来共創ビジョンの令和15年度までに50%、半分の方に三次市は安心して子供を産み育てる環境が整っているよねと思ってもらえるところが目標です。先ほどお聞きしたように、三次市にはたくさんの支援メニューがあります。ただ、この目標指数のところは、もしかしたら三次市民の人はなかなか把握をされていないんじゃないかなと。市外の方もそうですが。施策の充実だけではなくて、市民の方々に三次の子育ての魅力を伝えていく取組もしなければいけないのではないかと考えていますが、この目標指数を達成し、三次の子育ての魅力を伝える今後の取組をお聞きます。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 第3期三次市総合計画みよし未来共創ビジョンでは、子育て分野における施策の目標値として、「安心して子どもを産み育てる環境が整っている」という市民の割合を50%としております。この目標を達成するためには、子育て世帯だけではなく、市民全体に本市の子育て施策を知っていただくとともに、地域全体で子供を見守り、育む環境の推進が必要であると考えています。まずは、市民の皆さんに三次市こども計画を知っていただけるよう、広報みよしや市ホームページでの周知に加え、出前講座などによる地域に向けた情報提供に取り組んでいきたいと考えています。また、多様な機会を捉え、タイムリーな子育て施策の情報提供や情報発信、地域や各機関との連携、協働による子育て施策の推進、またこどもまんなか社会に向けた機運醸成の取組を進めてまいります。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） ぜひ三次市民のこれから子育てをする方もそうなんですけれども、これから三次を進学や就職で離れていく若者にも、三次市ってこんだけ子育てがしやすいんだよという環境のイメージを持っていただきたいと思っているんです。それがUターンも含めてですけども、三次の人口維持にもつながっていくというふうに思っております。

昨年、三次市議会教育民生常任委員会では、愛知県みよし市に行かせていただきました。様々な子育て施策を見させていただいたんですけれども、私が一番印象に残っているのは、市民の方々に自分のまちの子育て施策が周知されているということだと思いました。それを表す言葉として、「さすみよ」という言葉が広がっているそうです。「さすがみよし」の略です。これは三次市でも使えるんじゃないかなと思いました。ということで、三次市民の皆様にも「さすみよ」と思ってもらえるような今後の周知をぜひしていただきたいというふうに思っております。それが先ほども述べましたが、マインドです。三次市というのは子育てがしやすい、いいまちなんだと今の若者が思ってもらえることで、今後戻ってきてもらえるまちになるのも思っておりますので、ぜひ今後も引き続き取組をお願いいたします。

続いて、ひとり親家庭への支援について質問をいたします。三次市では、「子育てに夢がもてるまち みよし」をめざし、本市の子供の生活実態を調査し、令和6年3月に三次市子どもの生活実態調査の報告書をまとめられました。その報告書を読みますと、ひとり親家庭ほど中学校での部活動への参加状況が低い傾向であったり、また宿題の提出が遅れる傾向にあるなどの実態があるということが分かりました。家事や身の回りの負担など、勉学・部活動よりも家庭に時間を要する状況にあるのではないかと予想するわけですが、ひとり親家庭のお子さんの生活状況についてどのように分析し、どう認識しているのか質問します。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 令和5年12月に市内の小学6年生、中学3年生、高校2年生年齢の子供と保護者を対象に、子供の生活実態調査を実施いたしました。この調査におきまして、ひとり親世帯の子供は2人親世帯と比較して勉強時間が短く、宿題等の取組状況に差が見られました。また、朝食を毎日食べる習慣や規則正しい睡眠習慣が身についている子供の割合が2人親世帯の子供に比べて少なく、学校の部活動や地域のスポーツ活動等に参加していない子供も多くなっています。心理的な側面では、不安や抑鬱といった情緒の問題や仲間関係の問題のスコアが高くなる傾向が見られました。これらの結果から、学習習慣や生活習慣を身につける取組や様々な体験活動の機会の提供、心理面への支援の必要性があると考えています。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) そのように分析をされているということで、では続きまして、新しく始められました、三次市こどもの学習支援事業について質問をいたします。先ほど紹介しました三次市子どもの生活実態調査の報告書の中に、保護者が重要だと思う施策として、子供の就学にかかる費用が軽減されることや、子供が受けられる無料または低額の学習支援制度の需要が高まっているというふうに分析をされていました。また、子供が三次市の取組で力を入れてほしいと思うことについては、就学にかかる費用が軽減されることや、先ほどの学習支援制度が

あることとされていまして。こうした調査から、三次市では月に2回から3回程度、三次市生涯学習センターと吉舎保健センターを会場として、宿題や分からないところを支援する三次市ひとり親家庭等こどもの学習支援事業を今年度から始められました。この事業について、事業を導入しようとした目的と現在の利用状況がどうなっているのか質問します。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 三次市こどもの学習支援事業は、ひとり親家庭及び低所得世帯等の子供に対して、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援等を行うことにより、子供の基礎学力及び生活の向上を図ることを目的として実施するものです。現在、市内2会場で実施しておりますが、現時点で三次市生涯学習センターが定員18名程度に対して11名の利用がございます。また、吉舎保健センターについては定員6名程度に対し、現時点で利用はございませんが、今後も随時申込みを受け付け、申込みがあり次第、実施していく予定でございます。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 導入目的と利用状況をお聞きしましたが、吉舎会場では、現在まだ利用はないということ、また十日市でもまだ少し空きがあるというところで理解をしました。こちらの支援の目的を考えてみますと、空きがあったからといって別にそれが悪いということではなく、利用者がいることに一定の成果があったと言えると思います。ただ、今後の事業の展開を考えたときに、見直すべき点も既にあるのではないかというふうに思っています。こちらの事業は土曜日と日曜日の開催ですよね。例えば、それを平日のほうがいいのか、またそういう空きがある状況を踏まえ、今後の事業の展開をどう考えられていくのか質問をいたします。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 今はまだ定員に対して空きがある状況でございますが、周知については、市の広報紙、ホームページ、また各小・中学校を通じて案内もさせていただいておりますので、随時そういった周知はさせていただきます。また、事業の終了時には参加者へアンケートを行うなどして、来年度の実施内容を検討していきたいと考えております。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) それでは続きまして、ひとり親家庭等日常生活支援事業について質問をいたします。先日、資料請求をさせていただきまして、三次市のひとり親家庭の数でございますが、令和7年4月時点の児童扶養手当の受給資格者から把握している人数から、ひとり親家

庭の世帯数は384世帯となっております。このひとり親家庭に対する支援ですが、先ほど御紹介も頂きましたが、三次市でも多くの支援を実施されています。しかしながら、ひとり親家庭の実態調査におきましては、先ほども御紹介をさせていただきましたが、子供の勉強時間が短く、授業の理解が浅くて大学への進路希望者が少なくなっていること、また朝食を毎日食べる習慣や規則正しい睡眠習慣が身についている子供がそのほかの層であったり、2人親世帯の子供に比べて少ないこと、学校の出席状況や宿題・課題等の取組状況にも差が見られること。心理的な側面では、先ほど部長も言われましたとおり、情緒の問題であったり、仲間関係の問題のスコアが高くなる傾向が見られることなど、先ほどの実態把握を考えますと、ひとり親家庭では仕事の不負担などが大きいことから、家庭内においてそういったことに向き合う時間を確保することが難しい状況にあるのではないかというふうに思っております。また、母親または父親が体調不良になってしまうと、ますますお子さんへの負担も大きくなります。その一助となる支援事業として、三次市ではひとり親家庭等日常生活支援事業がございます。この事業は、母子家庭の母または父子家庭の父が就学または疾病等により、一時的に家事等支援が必要になった場合に家庭生活支援員を派遣し、身の回りの世話などをしてくれる制度です。このひとり親家庭等日常生活支援事業の運用状況を伺います。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) ひひとり親家庭等日常生活支援事業でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、この事業はひとり親家庭等の生活の安定のために、ひとり親等が就学や疾病等の事由により、一時的に家事等の生活援助、保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変によりまして日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣等を行う事業でございます。なお、本市でこの事業を利用している御家庭はございませんけれども、必要な場合には利用していただくことができるよう引き続き制度の周知に努めていきたいと考えています。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 利用はないということで、予算も確保してあり、そういう事業も用意されている中で、ないという理由を考えていけないのかなと思っています。この事業を使われる条件に、確かに就学または疾病等と書いてあるんです。現在は資格取得のために学校に通ったり、または病気になったときなどに限定されているのかもしれませんが、この条件を緩和していく必要があるのではないかなというふうに思っています。一応この就学または疾病の後ろに「など」という言葉が入ってはいるんですけども、例えば緊急性を要することが発生したとき、じいちゃん、ばあちゃんが亡くなったとかそういう法事関係もそうなんですけれども、そういった形で条件を緩和していく必要があるのではないかなと思っています。また、

やはり緊急時というのはいつ起こるか分からないので、いつでも申し込めるようなオンラインであったり、そういうハードルを下げる今後の展開が必要ではないかというふうに考えております。条件緩和や事業周知を踏まえまして、この支援事業をさらに積極的に利用してもらえる事業にしていく必要があると考えますが、関連して御所見を伺います。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 本事業でございますけども、これはひとり親家庭等に、あくまで一時的に家庭生活支援員を派遣しまして生活の安定を図るものでございます。今現在、運用拡大等の見直しは考えておりませんが、改めて本事業の周知に努めるとともに、またほかに子育てサポート事業等もございますので、他の事業も御紹介するなど、利用していただくようお願いをしまして、個々の家庭の状況に応じた支援を行っていきたいと考えています。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 改めて、この事業はこども家庭庁のホームページにも書いてあるんですけども、例えば民間委託のところも可能であるというふうに言われています。もちろんそれを受ける事業者さんがいるかどうかは別の話ですけども、今の事業の運営に当たって利用実態がないというのが、やはりその理由を改めて考えていただきたいというふうに思います。

では続いて、父子家庭に対する支援について質問をいたします。三次市でのひとり親世帯の世帯数は、先ほど384というふうにお伝えをしましたが、その内訳ですが、母子家庭が346世帯、父子家庭の世帯が38世帯というふうにお聞きをしております。他市の状況と同じなんですけれども、母子家庭の割合が多い状況です。しかしながら、三次市においても父子家庭が一定数いらっしゃることも事実です。国が令和3年度に実施をされました、ひとり親世帯の調査におきましては、親が最も困っていることに「家事」と答えた世帯は母子世帯が3%でした。それに対して父子家庭は14%と、ほかの項目と比べて高い結果となっていました。また以前、三次市にお住まいの父子家庭の方からの相談で、お子さんが娘さんなんです。思春期の娘さんの相談や寄り添いについて悩んでいると相談を受けたこともございました。やはり父子家庭特有の悩みや相談があると思います。そういった背景から、三次市においても父子家庭でもより相談しやすい体制を構築されたいと考えますが、見解を伺います。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 中村部長。

[子育て支援部長 中村徳子君 登壇]

○子育て支援部長(中村徳子君) 本市では、こども家庭支援課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭が抱えている様々な問題に応じており、父子家庭からの御相談も受けております。子育て支援や生活支援、就労や経済的支援などについての情報提供や助言、また必要に応じて

福祉、保健、医療等の各関係機関との連絡調整などを行い、ひとり親家庭をサポートしています。令和6年度の相談件数は延べ582件で、母子・父子ともに増加傾向にあります。

また、母子・父子自立支援員としての専門性の向上を図るため、研修にも積極的に参加するようにしており、相談支援の強化に努めております。今後も広報等による相談窓口の周知をし、しっかり行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図るなど、引き続き相談支援を行い、母子・父子ともに安心して相談していただけるよう取り組んでまいります。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） その方が言われていました。相談できる体制があるのは知っているんだけど、平日は仕事なんですと。まさにそのとおりだなと。なかなか行く時間が確保できない、でも毎日過ぎていく。そういう状況の中で、今後より相談しやすい体制というものをやはり改めて考えていただきたいというふうに思います。

これまで三次市議会教育民生常任委員会での活動であったり、個人としてのひとり親家庭の環境調査や他市の事例調査、そしてひとり親家庭の負担についてを考えてまいりました。そして、三次市では令和6年3月に、三次市子どもの生活実態調査として報告書をまとめられています。こういったことから、私はその分析を活用して、三次市ひとり親家庭等自立促進計画のような、ひとり親家庭の方々を支援するための計画を策定し、家庭に向けて支援が必要な世帯に行き届くようにすることでサポートをしていく体制をより充実させていくべきではないかと考えますが、三次市ひとり親家庭等自立促進計画の策定も踏まえて御所見を伺います。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 本市では平成28年度からひとり親家庭等の学び、仕事、住まいを応援し自立につなげることを目的に、就業や住宅確保に必要な経済的支援、また子供の学習支援や体験活動の提供など、ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業を実施しております。令和7年3月に策定をした三次市こども計画におきましても、ひとり親家庭の自立支援の充実を施策に掲げ、母子・父子自立支援による相談、就労支援や自立のための総合的支援に取り組むこととしています。このこども計画の中に、議員おっしゃいました、ひとり親家庭等自立促進計画の位置づけは持たせておりませんが、本計画の中で子育て環境の整備も含めまして一体的に取り組んでいきたいと考えています。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） 一体的というところで、計画の中には確かにひとり親家庭の項目が設けられていて、これからの実態と計画が書いてあるんですけども、ここは他市の事例も参考に

しながら、三次市にも380世帯いらっしゃいますので、今後の計画について一考していく必要があるのではないかというふうに思いまして、その意見を申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、大項目2つ目といたしまして、共生社会をめざす政策について質問いたします。ここでは三次市パートナーシップ宣誓制度について伺います。

パートナーシップ宣誓制度とは、同性婚が法制化されていない日本で、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーのカップルが自治体にパートナーシップの宣誓をするものです。この宣誓制度を利用することで、証明書であったり、または登録証が交付され、法律婚カップルが受けている行政サービスと同様のサービスが利用可能になる場合がございます。三次市の場合におきましては、誰もが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現をめざす取組として、令和5年1月1日より導入をされています。この三次市パートナーシップ宣誓制度の運用状況を質問します。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷地域共創部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 三次市パートナーシップ宣誓制度の運用状況ですけれども、先ほど説明もありましたが、三次市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティーである2人が互いを人生のパートナーであると約束した宣誓書を市に提出し、市が宣誓の事実を証明する受領書及び受領カードを交付するものです。制度を運用してから今日まで、現在パートナーシップ宣誓制度の申請交付件数は1件となっております。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) これまでの申請状況が1件ということでしたが、これは多い少ないと考えるものではないのではないかというふうに思っております。しかし、今の運用状況というのが当初、この制度をつくったときに予想していた状況なのか。ということは、やはり分析をする必要があると思っています。三次市としてパートナーシップ宣誓制度を新たに導入したのはいいことですが、その申請について、ただ単に申請する必要がある方々がいらっしゃらないだけなのか。または申請しにくい、何かそれを阻む壁があるのか。そこに対する見解を市として持っておくべきと考えますが、この三次市パートナーシップ宣誓制度の今後の取組について質問をいたします。

(地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 呑谷部長。

[地域共創部長 呑谷 巧君 登壇]

○地域共創部長(呑谷 巧君) 今後の取組について、まず御答弁させていただきます。制度開始以来、市広報紙やホームページでの啓発やリーフレットやチラシを作成し、各種イベントでの

配布や、市民向けに性的マイノリティーに関する講演会を行い、啓発周知に努めています。また、市職員を対象に性的マイノリティーへの正しい知識を持ち、理解を深めていただくために職員研修も行っているところです。パートナーシップ宣誓制度の理解の浸透のためには、継続した啓発が必要と考えておりますので、引き続き市広報紙やホームページ等の内容の充実や、積極的な発信を行うとともに、市民向け講演会の開催など、効果的な手法により啓発を行っていきます。また、現在パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を12の市町と締結しています。今後もパートナーシップ宣誓制度により、性の多様性に関する社会的な理解の広がりや性的マイノリティーの方の生きづらさや不安を軽減するとともに、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現をめざしてまいりたいと思います。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） 三次市の設置した目的は、一番は人権尊重が理念にあるというふうに思っております。この人権尊重というのは決していわゆるパートナーシップ宣誓制度だけではなくて、全ての人たちに認識をしていただきたいことで、また大切にされてきたことだというふうに思っております。引き続きパートナーシップ宣誓制度もそうなんですけれども、人権尊重の理念を含めて、今後制度の周知であったり、また何か申請しにくい阻む壁があるのであれば、また調査をしていただきまして、今後の改善にしていきたいというふうに思っております。

では続きまして、公共施設等の適正な管理運営について、大項目3番目の質問に移ります。

ここで三次市公共施設等総合管理計画、そして個別施設計画についてお聞きします。

三次市の公共施設についてですが、先ほど述べた管理計画を下に維持継続、そして修繕、または廃止による解体、そして譲渡を行うなど、公共施設を個別ごとに管理しています。現在、三次市では、この計画の中で解体や譲渡により、公共施設数の削減に取り組まれています。ではその数値目標なんですけれども、この令和7年度までの期間で公共施設は783ございます。その施設の3分の1の削減が目標です。今年が目標の最終年度でございます。まず、この3分の1の削減について、個別施設計画の進捗状況を伺います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 公共施設の削減につきましては、261施設を目標としております。令和6年度末での削減施設数は206施設、78.9%の進捗率となっております。また、用途を廃止しまして解体が決定しておりますけれども、予算の関係から解体を待っている施設、解体みなしと言っておりますけれども、これを含めると228施設、87.9%の進捗率となっております。この間、地元を始めとする市民の皆様の御理解、御協力もあって、多くの施設を整理することができておると考えておりますが、残りの施設の中には、市営住宅等で現在の入居者が退去後に廃止・解体するもの等がございます。それ以外の施設につきましては、引き続き取組を

進めてまいります。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 公共施設数の管理について進捗状況をお聞きしましたが、現在の進捗状況が約78%、みなしを含めると8割を超えてくるということで、先ほど部長に御説明いただきました解体に時間を要する、また費用を要するというので、現在、今年度中の目標達成は難しいという答弁というふうに理解をさせていただきました。個別施設計画の計画期間が令和7年度、今年度ということ踏まえたと、やはり来年度から新しい計画の策定に入られるのかというふうに思います。先ほど答弁いただきました進捗状況を参考に、今後の計画をどう策定していくお考えなのか質問をいたします。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

[総務部長 桑田秀剛君 登壇]

○総務部長(桑田秀剛君) 新たな個別施設計画の策定に当たりましては、施設の利用状況でありますとか劣化の状況、また現行の計画に基づいて、これまでに施設の所管課が取り組んでまいりました経緯や課題、こういったものも整理しまして策定していきたいと考えております。また、解体が決定している施設につきましては、引き続き予算確保に努めながら施設数の削減に取り組んでまいります。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 今後の方向性についてお聞きをしましたが、市としては公共施設の適正な管理に向けて削減していく方向性だというふうに私は理解をさせていただきました。ここで1回考えてもらいたいですけれども、先ほど同僚議員が学校のあり方について一般質問をしておりました。学校のあり方の再配置基本計画の中で対象となっております学校の中には、基幹避難所として設置されているところもございます。また、そのほか集会所などは地域避難場所に指定されているところもございます。集会所も学校もそうなんですけれども、地域の拠点の1つではありますが、先ほど申したように、地域避難所または基幹避難所として住民の命を守る施設としても位置しているわけです。今後、公共施設削減に向けて解体であったり、譲渡を促進した場合、地域の拠点がなくなるだけではなく、そういった安全対策へも影響があるというふうに私は考えています。公共施設を削減していく今後の計画についてですけれども、それぞれの周辺地域とももちろん議論をしていただくと、先ほど答弁いただきました。そこはそうしていただきたいんですけれども、慎重な策定が必要かと思うんですけれども、見解を伺います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

〔総務部長 桑田秀剛君 登壇〕

○総務部長（桑田秀剛君） 公共施設の削減の計画の策定に当たりましては、先ほど議員言われたように、現在、避難所として使っております施設もございます。当然そういった現在の活用状況、それから先ほども申し上げましたけれども劣化状況、こういったことを踏まえまして、さらにこれまでの経緯なども踏まえつつ検討を進めまして、適切に配置方針を決定していきたいと考えております。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

〔13番 藤岡一弘君 登壇〕

○13番（藤岡一弘君） 方向性は変わらないというふうに理解をしたんです。思ったんですけれども、加えて先ほど集会所を1例として出させていただきましたけれども、地域譲渡であったり、または地域がちょっと必要ないよと言われた場合は解体等に進んでおりますが、これまで地域の拠点であった集会所をなくすという決断を今するというのは、やはり地域では難しい。なので、譲渡を引き受けて今後も地域で管理していくという地域が多いというふうに理解しております。しかしながら、今は維持管理できているんですけれども、今後、集会所の維持管理を考えたときに集落数の限界、費用面がかかることを考えたときに、そういう集会所であったりだとか地域の拠点というものがなかなか維持しにくくなる現状がやってくるというふうに私は思っております。今後、市においてはそういう危機もあるのだというふうな視点を持って今後の公共施設管理計画を考えるとともに、集会所など地域の拠点の維持に向けて、ぜひ考えていただきたいというふうに意見を添えて、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後の大きな項目でございます。4つ目の防災減災の取組についての質問に入ります。

三次市では、平成30年7月豪雨の発生以降、再度被災の軽減を目的に内水対策事業を実施されています。例えば、畠敷地区では緊急内水排水機場へつながる排水路の改良、願万地地区では雨水貯留施設の設置など、市民の命と財産を守るため、着実に内水対策事業が進められてきました。また、平成30年7月豪雨発生の以前から、様々な地域、それぞれの地域での、例えば排水機場の設置及びその機能維持、仮設排水ポンプの新規設置などの内水対策、さらには国土交通省の実証事業でございます経済性に優れた排水ポンプであるマスプロダクツポンプ実証事業への参画など、三次市では多くの内水対策に取り組まれてきました。しかし、三次市内において内水が解消されていない地域も複数ございます。

それでは、モニター資料をお願いします。こちらは川地地区における県道37号線（広島三次線）と言われる道路周辺の写真です。このように、三次市内では大雨発生時には山や支流河川、ため池など水による内水被害に遭う地域がまだ多くあります。それは道路の冠水であったり、住宅への浸水、そして田畑への浸水などの被害であったり、与える影響というものは様々です。こちらのモニター資料については、山、そしてため池からの水によって、道路であったり、田

畑が浸水している様子です。本当はもうちょっと水が浸かる写真があったんですけども、あまりにも画素数がちょっと悪くて、こちらの写真を使わせていただきました。では、モニター資料をありがとうございました。

地域によっては、内水対策が確かに進んでおります。とてもありがたいことで地域も喜ばれております。しかし、そのほかの地区における内水対策はどのような状況でしょうか。三次市として、内水対策が必要である地域をどう認識されているのか質問します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 三次市の内水対策について述べさせていただく前に、これまでの取組であるとか、あるいは内水対策をしていく上で、国、県、市との連携であるとか予算の確保、そういったことが大前提になりますので、これまでの経過を全体的に説明させていただきたいと思っています。

まず、畠敷願万地地区以外におきましても、13地区の内水対策を推進することとしております。その中で、栗屋観測所から上流の江の川上流域につきましては、令和3年の流域治水関連法施行後、奈良県大和川に続きまして、大臣指定としては全国で2例目の特定都市河川の指定を受け、令和6年3月策定の流域水害対策計画によりまして、国、県、市が浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止、軽減を図っていくこととしております。つまり江の川上流域につきましては、これまでにない圧倒的なスピード感と予算でそういった対策を行っていくということが決定されておりまして、これらにつきましても順次進められていくということになっております。

また、国におきましては、6月の上旬に閣議決定をしましたけれども、20兆円を超える事業規模を想定した第1次国土強靱化実施中期計画を策定し閣議決定をして、気候変動に対応した流域治水対策などの施策を重点化することによって、一層の事業推進が図られていく。その中で国土強靱化が進められていくといったようなことになります。そして、これらの計画や施策の実現、推進に当たりましては、本市においても幾度となく提案、要望活動などを行ってきたところでありまして、引き続き河川管理者などと連携をしながら、三次市全体において中長期的な視点でハード対策とソフト対策を組み合わせながら、内水リスクの軽減に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、平成30年豪雨の被害を踏まえて、仮設を含めたポンプ設置数の増、商用電源化によるポンプ運用の改善、消防団への可搬型排水ポンプの配備などを行っておりまして、先ほど触れていただきましたけれども、秋町地区におきましては、マस्पロダクツポンプとして全国で6市町だけが先行された、そういった排水ポンプの整備と実証が国を中心に行われているといったようなところなんです。さらに、排水ポンプ車も関係機関の協力により増備されておりまして、田んぼダムといった取組も含めて、重層的に効果的かつ柔軟な内水対策を行うこととしております。個別具体的な質疑につきましては、また後ほど答弁をさせていただきます。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) ただいま市長のほうから江の川流域治水対策も踏まえて、今後の13地区への内水対策のところを御説明いただけたのと、これまでの三次市の取組について説明をしていただきました。先ほど御紹介いただきました、秋町マスプロダクトポンプで申し上げますと、今まさに実証期間でございまして、昨年の11月に1回稼働したという状況でございます。目的としては、今まで床上浸水だったものが床下浸水になるというところを目標としているわけではございますが、他の地域もまだ内水対策が進んでいない、またはこれから取り組むというところもあるかというふうに私は思っております。願万地区においても、内水対策は計画から設置工事も含めて数年かかりました。内水対策においては、今後対策の計画を立てて着実に進めていく必要があると思います。つまり優先度を決めるということですね。先ほど質問した内水対策を進めるに当たりまして、優先的に取り組むための課題を今、危機管理としてはどのように考えられているのか見解を伺います。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 本市における現在の内水対策でございますけども、令和3年度から令和7年度までの5か年を期間として進捗の管理を行ってきております。今後その検証を行いまして内容を精査する中で、令和8年度以降もハード・ソフト両面での対策を進めていかなければならないというふうに考えておるところです。いずれの対策もそれぞれの地域において重要なものでございます。いずれか、例えばハードなのか、ソフトなのか、こういったことなのかということを特に優先的に取り組む課題として上げることはちょっと困難ですけども、今後は田んぼダムの復旧ですとか、ため池利用の検討などのソフト面の取組、あるいは現在あります排水ポンプ場の老朽化、これも課題でございますので、そういった対策などが重要であるというふうに認識をしておるところでございます。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 先ほど市長から説明していただいたとおり、三次市としても国土交通省のほうに行かれて、内水も含めて災害に対する事業としていろいろ陳情も含めて意見交換をされていることを聞いております。企画調整課がつくっていただいている国への要望、内容の一覧もしっかり目を通させていただいております。しかし、先ほど危機管理監に答弁いただいたとおり、中長期的な視点、令和8年度以降はどうするのか。三次市としては、ハード対策とソフト対策を先ほど答弁いただいたように組合せながら、内水被害のリスクの軽減を図るということを基本的な考え方としていきますということでしたが、全部の地区を内水対策できればいい

んですけども、費用と時間の関係もあってそうはいかないと思います。しかしながら、市民の命と財産を守るためにも、そういった手段で対策を講じていくのか、それはどのような手段なのかということは考えていかなければいけません。この大雨・豪雨の危険増加に対応するため、三次市として、先ほどの江の川流域治水対策の今後の計画もそうなんですけれども、長期的なビジョンと具体的な計画を考えていかなければいけないと考えますが、危機管理監としての見解を伺います。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 山田危機管理監。

[危機管理監 山田大平君 登壇]

○危機管理監(山田大平君) 限りある予算の中で実施する段階的なハード対策がなければ、気候変動に伴う自然災害の激甚化、頻発化に対して万全とは言えず、効果的・効率的なリスク軽減のためには、各地区の状況を踏まえて中長期的な視点を持った内水対策が必要であるというふうに考えております。河川管理者等による治水に加えまして、行政、企業、住民など、流域全体のあらゆる関係者による対策と河川区域や氾濫区域だけではなく、集水域を含めた流域全体での対策が必要である、これが流域治水という考え方でございますけども、その考え方に基づきまして、引き続き国、県等との関係機関と連携して取り組んでまいります。具体的には、令和3年度から今年度までの5か年間の取組の検証を行う、そして施設修繕あるいは仮設ポンプ等の喫緊の対策を行うとともに、中長期的視点におきましては設備の改修ですとかソフト対策、そういった内水対策を計画的に実施していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

(13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 藤岡議員。

[13番 藤岡一弘君 登壇]

○13番(藤岡一弘君) 皆さんも御存じのように、線状降水帯の発生による大雨など豪雨災害が多発するようになってきました。また、その雨量の増加に伴い、地域の水の流れですよ、ため池からとか支川からもそうなんですけれども、そういった流れであったり、流量も変化をしています。場合によっては仮設ポンプの追加配備、そして新規設置、または今ある排水機場の排水機能を上げていくという、そういう見直しも必要になってくるかというふうに思っております。先ほど答弁いただきました、これまでの活動を含めて検証していくと。それをまた令和8年度から実施していくというところではございましたが、市民の安全と財産を守るため、引き続き地域の声をお願いして、防災・減災に努めていただくよう意見を添えて、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(山村恵美子君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時10分——

——再開 午後 1時10分——

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜

○副議長（横光春市君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 明日への風の徳岡真紀です。お許しを頂きましたので、質問させていただきます。

2022年にこども家庭庁が設置され、日本初の子供の法律、こども基本法とこども大綱が策定されました。これに続き本市でも、昨年6月12日、市長がこどもまんなか宣言に賛同し、三次市はこどもまんなか応援サポーターに就任しています。さらに、今年3月には三次市こども計画が策定され、「すべてのこどもの笑顔かがやくまち みよし」を掲げ、子育て支援の充実に取り組まれています。

まずはグラフを御覧ください。一方で、日々報道される児童虐待のニュースに1人の母親としてもとても心を痛めています。まず、児童虐待防止への取組について伺います。実際に児童相談所が対応した子供への虐待の件数は、令和5年で22万5,500件余りで、昨年度より1万件余り多く、これまでの集計では過去最多となったと厚生労働省から先日発表がありました。実態把握のため、北部こども家庭センターにも聞き取りに伺いましたが、このように広島県や三次・庄原地域を含む北部の相談件数も高止まりの傾向にあります。児童虐待への対応は基本的に県が担いますが、市町村にも通告対応、地域施策、要保護児童対策協議会の運営などが法律で義務づけられています。本市としても危機感を持って対策に取り組む必要があると考えますが、この状況を本市でどのように捉えられているか、現状と原因の分析をお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村子育て支援部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 本市の令和6年度の児童虐待相談対応件数は56件で、前年度と比較しますと3件の増加となっています。虐待相談の種別としましては、子供に家族間のDVを見聞きさせる面前DVなどの心理的虐待の割合が5割以上と最も多く、近年増加傾向にあります。次いで身体的虐待が多くなっています。増加の背景には様々な要因が考えられますが、社会の児童虐待に対する認識の高まりにより、地域や身近な関係者から通報や相談が寄せられやすくなってきたことも虐待相談の対応が増えた要因の1つであると考えます。一方で、核家族化の進行等により、子育てに関する不安や負担感、孤立感を感じている保護者や子育てに様々な困難を抱える家庭が多くなっているということも要因であると考えられます。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） この質問に至ったきっかけは、40代の女性が幼少期の性的虐待を告白してくださったことです。性的虐待の被害は表面化しにくく、子供の頃、性暴力を受けた被害者の多くが被害だと認識するまでに平均7年以上かかるとされ、また本人が通報に至るケースも僅か3割にとどまり、声にできない声が身近にある可能性があるということが分かります。毎日1,000人が性的被害に遭っているだろうと調査している専門家もいます。私たち大人はそのサインを見逃さず、支援につなげる責任があります。先ほど部長からもありましたけども、児童虐待は、次の4つの型に分かれます。令和5年度の多い順から、心理的虐待は約60%、身体的虐待は約23%、ネグレクトは約16%、そして性的虐待は約1.1%という状況です。これらは長期にわたり子供の心身に深刻な影響を与え、PTSDや鬱、自傷、最悪の場合は自死に至る可能性もあります。先ほどの答弁にありましたように、本市でも子育てに困りを抱えたり、家庭の経済状況の悪化、そして体調不良、仕事のストレスであったり、様々な要因で子供たちを虐待する状況に追い込まれていることが考えられます。私自身も東京に暮らしている頃、夫が仕事に出ている間、いやいや期の子供に手を挙げそうになり、仕事上の夫に泣きながら電話をしたことを今でも覚えています。児童虐待は誰もが加害者になり得るということが考えられます。

モニターを御覧ください。次の図のように、虐待の加害者の多くは実の父母であるのが実態です。本市でもこども計画のアンケートで、就学前・小学生の保護者、それぞれ5割以上の保護者が子育てに不安や負担を感じると答えられております。また、本市の子育て世代のニーズ調査結果では、日常的にも緊急的にも祖父母などに預かってもらえる状況にない保護者が就学前・小学生ともに約15%ほどいらっしゃいます。そういった要因をしっかりと分析して予防していかうと、本市では子供の予防的支援構築事業として、広島県のモデル自治体として、A I子ども見守りシステムを導入され、児童虐待や不登校、生活困窮による孤立など、そういう早期リスク発見に取り組まれていると思います。現在1年経過しましたが、虐待防止への対策と効果をお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 子ども見守りシステムは、子供の育ちに関するデータの一元化により、子供やその家庭が抱えるリスクを早期に把握し、予防的な支援を実施することで虐待の未然防止に取り組んでいかうとするもので、令和6年3月から運用を開始いたしました。一定の基準により困難を抱えている可能性が高いと予測される子供を定期的にシステムから抽出し確認しておりますが、そのほとんどは母子保健活動やこども家庭相談などから既に関わりを持っていたり、支援を行っている家庭と重複しています。関わりのなかった家庭には、母子保健活動などによる状況の確認を行っていますが、特に課題は見つかっておらず、見守りなどを行っております。昨年度からこども家庭センターを設置したことによって、母子保健と児童福祉の両面から子供の家庭に関わりやすい体制ができたこともあり、気になる家庭には早い段

階で関わりを持ちながら相談支援につないでいけるよう取組を進めておりますので、引き続きシステムも活用しながら、子供の予防的支援に取り組んでまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） システムも順調に活用されているということですが、日々のデータの蓄積で精度も高くなっていると思いますが、AIに頼り過ぎることなく、専門人材の育成や研修など人間の生の感覚も大切にしながら、子供の命を守るために早めに保護者の困りを見つけ、未然に防ぐということにさらに力を入れていただきたいと思います。

そして、本市でも虐待を防ぐにはこのような防止策と、そして通報しやすい体制づくりというものが考えられます。そして、保護者が安心して子育てを楽しめるための子育て支援ということも必須です。本市でも様々な取組をされていますけども、令和6年から始まった子育て短期支援事業、ショートステイやファミリーサポート等、子育て相談で心が休まるだけでなく、体も休めるような支援事業をしっかりと活用していただくために周知や制度のさらなる効果的な運用が必要と考えますが、お考えをお伺いします。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 議員から御紹介いただきました子育て短期支援事業でございますけれども、これは保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の理由により、子供の養育が一時的に困難となった場合など、児童養護施設等で一定期間、子供を預かる事業でございます。ファミリーサポート事業は、本市では子育てサポート事業と申しますけれども、子育ての援助をしたい人、いわゆるまかせて会員が援助してほしい人、おねがい会員の子供を自宅で預かる相互援助活動も行っております。周知については、どちらの事業も市のホームページやチラシ等での周知に加え、御相談があった場合には制度の御紹介もしております。それぞれ家庭の御事情も様々であり、受入先や利用方法等も勘案して事業の提案や利用調整等も行っております。今後引き続き周知啓発を行ってまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 様々な取組をしてくださっていますが、先ほどお伝えしたショートステイに関しましては非常によい取組だと思いますが、県北に施設がなく、尾道や東広島まで自分で送迎を行わなくてはならず、非常に使いづらい事業だということを伺っています。さらなる制度の充実をお願いしたいと思います。

そして、虐待の中でも近年顕著に増加しているのが、魂の殺人とも言われる性的虐待です。個人の性的嗜好であったり、自己中心的なものであり、断じて許されるものではありません。

広島県と協力して、本市も取り組まれていると思いますけれども、本市の性暴力、性的虐待への取組をお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 本市では、昨年４月にこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談や、子供自身からの相談、また虐待、貧困、ヤングケアラーなど家庭の様々な問題の相談窓口として母子保健担当部署と一体的に運営を行っています。性的虐待はほかの虐待と比べ、より問題が複雑で事実確認が難しく、専門的な対応が必要となります。相談や通告があった場合には、専門機関である広島県北部こども家庭センターと連携し、慎重に対応を行っているところです。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） なかなか難しい、性虐待に関しては表にも出にくいですし、なかなか声が届かない、そして難しい複雑な問題も抱えていると思いますので、取組に関しても難しいと思います。先ほどのモニターの右側のグラフを御覧ください。若年層の性暴力の加害者は約８割が顔見知りだということ、そして子供の性被害の加害者においては実の父親が４割などと、このことから子供がＳＯＳを発することが難しい要因だと言われています。こういった現状はもちろん、子供のサインや相談を受けたときの対応などを知っておく必要があると考えますが、特に保護者等への現在の啓発の取組をお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 性犯罪や性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。国のこども大綱におきましても、子供・若者への加害の防止を始め、相談や被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援とあわせて啓発活動の実施など、総合的な取組が求められているところです。国は入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である４月を若年層の性暴力、被害予防月間と定め、啓発活動を展開しています。本市におきましても、ポスター掲示のほか、市ホームページやＳＮＳを活用して啓発を行うなど、犯罪防止や様々な相談窓口の周知に取り組みました。啓発は性暴力の未然防止や拡大防止に向けた社会全体の意識の醸成につながるため、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 様々に取り組んでくださっていると思うんですけども、なかなかそういった取組に関して当事者に伝わるということが難しいこともあると考えます。そして、より多くの市民に対応だったり、今の現状を伝えるためのそういった市民対象の講演会や勉強会などが必要なのではないかと考えますけれども、その予定はあるかお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 現在は、国の様々な虐待防止月間を活用しまして、ポスター掲示やホームページ、SNSを活用した、そういった啓発を行っております。啓発については、性暴力の未然防止や拡大防止に向けた全体の意識の醸成につながるために、今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。あと、研修会についてでございますけれども、現在、北部こども家庭センターや警察、学校教育委員会等を始めとした多くの機関で構成するすくすくネットワーク協議会を設置しておりまして、そこでは適切な支援を図るための方が研修会等も実施しております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） ぜひとも市民に広く伝わるような研修会・講演会等を企画していただきますようお願い申し上げます。

そして、2022年にわいせつ教員対策法と呼ばれる法律が制定されましたが、2023年度、児童や生徒などへの性被害性暴力で懲戒処分などを受けた公立学校の教員は320名と過去最多となっており、社会問題となっております。学校や塾、放課後児童クラブなど、様々な子供のための施設がありますが、子供に関わる施設ではどのような周知や研修が行われているのかお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 先ほども申し上げましたけれども、北部こども家庭センター等、子供を対象とした取組を行う様々な関係機関で構成します、すくすくネットワーク協議会の中で、要保護児童の適切な保護でありますとか要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関の専門性や役割について理解を深め、顔の見える関係を築きながら必要に応じて連携を図ったり、また啓発活動研修活動を実施しております。また、保育所におきましては、虐待防止に向けたガイドラインやセルフチェックリスト等を用いた所内研修を行っています。毎年、市が主催しまして、保育士向けの児童虐待防止に関する研修会を開催しております。今年の5月には、民間の保育施設にも参加を呼びかけまして、不適切な保育についての研修会を実施したところです。これらの取組を通じて、引き続き不適切な保育が起きないような環境づくりに努め

てまいります。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 学校関係のことについて御質問にお答えをいたします。本市の学校においても、児童生徒の入学・進学時期であります4月、これが中村部長が先ほど紹介しましたように、若年層の性被害予防月間ということでありますから、性犯罪や性暴力の被害者のための相談窓口を周知するリーフレットなどを児童生徒に配布して広く周知を行っております。また、わいせつ・セクハラ等に係るアンケートは定期的実施をしたり、面談なども行いながら課題を見逃さない取組というふうなものは日常的に行っております。教職員に対しては、校長会・教頭会などで不祥事防止に向けた指導や研修というのは計画的に、また定期的な実施をいたしております。あわせて、児童クラブ支援員の研修会などでも、こういった研修を含めて行っているところでございます。いずれにしましても、全ての小・中学校、あるいはまた関係する子供たちの部署でそういった防止研修や日常的な取組の中で、子供との私的なやり取りとかも含めた対応というふうなものが不適切なものがないようにということで、具体的に密室での一対一になる環境とか、あるいはまた必要な身体接触、許可なく児童生徒を自車に同乗させる行為、こういったことも決してしないということを徹底しております。これもポスターにして掲示をし、全教職員にも配布しながら、子供たちを守るために教職員が全員で確認をしながら教育活動を行っております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 特に教員など指導的立場にある大人に関しましては、地位的なことを考慮しましても、なかなか子供たちが口に出しにくい状況があると思います。絶対に起こってはならないことと認識して、さらにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

性的虐待の要因として、ゆがんだ性の認識や性教育の誤った理解などが考えられます。その解決には、新しい性教育の在り方が問われており、専門家などは包括的性教育を推進しています。包括的性教育とは、従来の生理的なことだけでなく、ジェンダー平等や性の多様性、自己決定能力などを含む人権尊重を基本とした性教育のことで、現在では世界の性教育のスタンダードとなっています。現在、本市でも保育士さんらによる命の学習なども行われ、私も参加しましてとても感動しましたが、まだまだ従前の歯止め規定がかかったままの性教育止まりという感は否めません。本市でも取組を進めていただきたいと思いますけれども、包括的性教育の取組についてお考えがあるか伺います。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 小・中学校においては、学習指導要領に基づいて具体的に性に関する指導を計画的に行っているところでございます。この目的は、児童生徒が性に関して正しく理解をし、適切に行動が取れるようにするというところでございます。小学校においては、保健の時間に性と自分らしさについて、体の性以外にもいろいろな性があるということや、様々な考え方があるということにも触れております。また、中学校においては、保健体育の時間に性の多様性について、性意識の多様性や、それらを理解して尊重するということを考える時間を設定して指導を行っております。

また、先ほど御紹介いただきましたように、市の健康推進課のほうで企画実施をしている命の教育の活用でありますとか、あるいは教育委員会ですら所管をしております「『親の力』をまなびあう学習プログラム」、いわゆる「親プロ」の中のメニューも活用しながら、具体的な取組というふうなことや学習、あるいは保護者を含めた研修というのを行っているという学校もございます。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 包括的性教育に関しての取組のお考えはあるか伺います。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） おっしゃいました包括的性教育というふうな考え方というのは、もちろん承知をしておりますし、基本的にそれぞれの学校で子供たちの実態、あるいは様々な社会状況に応じた適切な考え方や対応というのができるようにということは、計画的にその中で学校教育全体で進めるものというふうに考えております。一方、学習指導要領に基づいた指導というものは、やはり教育課程の中ではきちんと行うということが前提でございますので、その部分を丁寧に確実にやっていくということをしながら、今申し上げたような取組を工夫しながら行っていきたいと考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 保護者の方に対しましても虐待防止のための効果が非常にあるということをお伝えいただき、しっかりと推進をしていただけたらと思います。

次に、モニターを御覧ください。先日6月6日に発表された警視庁のデータですけれども、SNSの悪用から犯罪に巻き込まれる、特に性犯罪や近年は殺人までにつながっている事象は高止まりしております。写真を撮って送ったら性的ディープフェイクなど画像を卑わいに加工されたものを拡散されたりなどと、今までになかった事件も起きております。特にこのグラフを御覧いただくと、小学生の被害件数の増加が顕著です。今は私たち大人が想像する以上に、

子供たちはテレビよりもＳＮＳの情報に触れる機会も多く、必要な情報を取捨選択できるメディアリテラシーやモラルの啓発は非常に重要だと考えますが、本市のお考えをお伺いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） まず、学校の教育というふうなことに関わって今の御質問にお答えをさせていただきますけれども、やはりＳＮＳというものは、様々な日常的なものの中にトラブルということが出てきていることもあります。具体的には、そういったネットの中でのリテラシーや適切な対応ということで、児童生徒に対してもその危険性でありますとか、あるいは受信するにしろ、発信するにしろ、それがいかに影響が大きいものになるかというふうなことにについて自分事として考えさせる指導というのは行っております。特に長期休業前など、具体的に長い時間休みに入るというところでは防犯教室、あるいは警察署員などを招いた学習を行ったり、あるいはまた学校からの通信等も通じて、保護者も含めてこの危険性ということについて具体的な周知を行っております。また、教職員に対しても先ほど申し上げましたように、ＳＮＳの扱い、あるいは対応ということについては、具体的にこの危険性というものを十分に認識して自分なりの、いわゆる教育活動の中でも適切な対応が取れるようにということで指導研修を行っているところでございます。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 近年、低年齢層の児童にもスマートフォンの利用が広まっており、ＳＮＳによる性被害のリスクが高まっておりますが、非常に個人的な関係性に関わるため、表面化しにくいと言われております。本市では、毎年11月に女性に対する暴力をなくす運動を実施しております。啓発ポスターやリーフレットにより、配偶者やパートナーからの暴力、また性犯罪や性暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという社会認識を醸成する取組を行っております。また、性的被害に悩んでいる方へ向けて、安心して相談できる相談先を載せたカードを市役所の本庁や各支所、公共施設のトイレの個室に置き、相談窓口の周知を図っております。これらはＳＮＳによる性被害に特化したものではございませんが、1人で悩まずに相談につながるよう様々な相談窓口の周知に取り組んでまいります。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 調査によりますと、被害児童の約9割がフィルタリング機能を使っていなかったことなども分かっております。先ほど女性の取組ということで行っているようにお伺いしましたが、近年は男性・男子に対してのこういった被害も非常に増えて

いるというふう聞いております。SNSの活用については、保護者ができることも限られていますけれども、最低限の対策が取れるよう、現在本市で取り組まれている「『親の力』をまなびあう学習プログラム」などでも、しっかりとこういった被害から子供たちを守るために取組をさらに進めていただきたいと思います。

そして、現在、虐待防止について様々な機関と連携を取って対策を行われていると思いますが、児童虐待の防止には公的機関だけではなく、地域社会全体で子供たちを守る仕組みを構築することが重要だと考えます。本市でも仕事をしながら、通勤しながらなどのながら見守りを推奨されています。子育て支援は、施設はもちろんのこと、日々コミュニティスクール等で見守ってくださっている地域の皆さんや、それぞれの自治組織等で行われている子ども食堂、子育てサークルの皆さん、それぞれの皆さんなどとも連携し、虐待サインやチェックポイントなどの学習の機会を持って、大人から子供まで孤立しないように相談しやすい雰囲気づくりと、窓口の周知、早期発見、保護へのつながりが大切だと考えますが、そういった地域などの団体との連携が取られているかお伺いします。

（子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 先ほど答弁でも少し触れましたけれども、本市では要保護児童の適切な保護や要支援児童等への適切な支援を図るため、多くの関係機関、そこには地域の方も入りますけれども、参画いただきまして、三次すくすくネットワーク協議会を設置しております。こういった関係機関との連絡体制の強化を図るとともに、各機関の専門性と役割に応じて対応していくことで、虐待の未然防止、早期発見、早期支援、早期ケアに取り組んでいるところでございます。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） しっかり連携を取られているということですので、さらなる連携をしっかりと取っていただいて、1人でも悲しい事例がないよう取組を進めていただきたいと思います。

そして次に、スクールロイヤーの導入について質問いたします。学校での虐待、いじめ、体罰、保護者とのトラブルなどの法的問題に専門的なアドバイスを行うスクールロイヤーの導入の考えがあるかお伺いをします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 本市におきましては、教育現場において法務の専門家への相談が必要な場合には、これまでは市の顧問弁護士を活用して法務相談を実施しております。この中では、

適宜的確な支援を頂いております。したがいまして、現時点でスクールロイヤーを導入するという計画はございません。引き続いて、日常的には学校それぞれのスクールカウンセラーでありますとかスクールソーシャルワーカー、あるいはまた様々な関係機関と連携を図りながら、必要に応じて顧問弁護士に相談をさせていただくなど、関係機関との連携を充実させることで児童虐待の防止に引き続き取り組んでまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 県内の県北ではまだ導入が進んでいませんけれども、全国で考えると半分の自治体がスクールロイヤーを取り入れていらっしゃる。スクールロイヤーは顧問弁護士を使われるということをお伺いしましたけれども、スクールロイヤーに関しては教育的視点での高い専門性を持っておられますので、トラブルを法的視点から分析して、適切な対応策を提案されます。そして、教職員の法的研修なども実施されたり、学校全体のコンプライアンス意識を向上させる役割も担われております。子供たちの権利を守ること、そして教職員や市職員の負担軽減にスクールロイヤーの導入をぜひ本市でも考えていただきたいと思います。再度お考えをお伺いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 先ほども申し上げましたように、現在それぞれ十分に丁寧な対応ということ、あるいは的確な適宜支援、また指導を頂いている、必要であれば顧問弁護士への相談というのをさせていただいております。これまでも、例えば教職員の研修の場にも顧問弁護士の先生をお願いをして、具体的にいろんな角度から法的な教育の中でのいろんな対応についても御指導いただいたということもございます。そういったことも適宜対応していただけたところがございますので、現在のところは今の形で取組を進めてまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 引き続き研究など、ぜひともしていただきたいと思います。

次に、三次を始めとした県北部には、虐待を受けた子供・児童を預かる一時保護施設がなく、保護された子供たちは県内の他市町で暮らすことになり、在籍している学校への通学が困難になり転校を余儀なくされるのが現状です。里親制度のさらなる周知に努め、施設以外にも地域で受け入れる仕組みが急務だと考えますけれども、県北部で里親家庭の現状と周知の取組についてお伺いします。

(子育て支援部長 中村徳子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 中村部長。

〔子育て支援部長 中村徳子君 登壇〕

○子育て支援部長（中村徳子君） 里親制度は、児童福祉法に基づき、様々な事情により家族と生活することのできない子供を家庭に迎え入れ養育を行う制度で、里親は都道府県からの委託を受けて預かった子供が安心して暮らせるよう養育をいたします。広島県には西部、東部、北部、広島市の4つの相談窓口と里親支援センターが設置されており、里親の登録、里親になるための研修や里親になった後のサポートなど、様々な活動が行われています。本市も里親制度をより多くの方に知っていただくため、リーフレットやポスターの配布、広報誌等を活用した制度の周知、また里親相談会の支援、北備地区里親会の活動支援など、里親制度の推進に取り組んでいるところです。里親事業につきましては、基本的に県が主体となって実施しておりますが、地方分権改革による法改正によりまして、保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難な場合に子供を預かる子育て短期支援事業については、市町村が里親に委託して実施することが可能となりました。本市におきましても、子育て短期支援事業について里親への委託を進めることとしております。近年、保護者による虐待など、適切な養育を受けることができない子供が増加する中、社会的養護の担い手である里親の役割はますます重要なものとなってまいります。今後も引き続き市としての本制度の周知に取り組んでまいります。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） こども基本法の基本理念にも、家庭で育つことが難しい子供も家庭と同様の環境が確保されることとあります。私も里親会の説明会に伺わせていただきました。1週間というショートステイのような取組があることや、我が子がいても受入れが可能ということなど初めて知りました。より多くの方が里親として受入れをできるように、県とともにさらなる里親制度の登録を推進していただきたいと思います。

また、本市でできる犯罪被害者等の取組に関して伺います。三次市犯罪被害者支援条例の適用について伺います。施設を退所した後の精神的な支援や経済的な支援によって、家族の問題の軽減化と子供の生活環境の改善に努める必要があるかと考えます。本市には犯罪被害者に対する支援条例がありますけれども、この条例についての説明と、そしてこの条例は虐待を受けた子供たちに対しても適用があるのか伺います。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 山田管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 三次市犯罪被害者支援条例でございます。この条例は、犯罪被害者基本法に基づいて制定されたものでございます。犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的として制定をしております。対象になりますのは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族であって、市内に居住し勤務し、または通学する者、その他これらに準ずるとして市長が特に認めるということであります。年齢とかそういったものについて

規定したものはございませんので、虐待を受けた子供であってもこの対象とすることになります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） この条例に関しましては補助が出たりですか、その後のフォローアップですね、すごく相談体制などもきちんと条例に書かれていますので、子供たちにとっても非常に有効だと思うんですけども、今回、加害者は家族というケースも多い中で、適用されるとなれば、被害者が子供であった場合にどのように適用になるかを分かりやすく伝える必要があるのではないかと思いますけども、この点の御説明をお願いします。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 山田管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） この条例では、犯罪被害者と加害者の間に親族関係があるときは、犯罪被害者の見舞金につきましては適用しないというふうにしておりますけども、これは国の犯罪被害者等給付金の制度と合わせたものでございます。しかしながら、家庭における児童虐待ですとか、いわゆる配偶者間等でのドメスティックバイオレンスの被害者が見舞金を支給されないということは、被害者支援としては不合理であると。そういうことから、本条例の施行規則におきまして、児童虐待の防止に関する法律に規定する児童虐待ですとか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定められたようなケースにつきましては、見舞金の支給制限の特例として支給する規定がございます。また、本条例は犯罪被害者の基本法に基づき制定したものでありますので、しっかりと関係機関とも役割分担しながら、基本理念に沿った対応をしていきたいというふうに考えております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） それでは、これまでこの条例が適用になったケースというのがあるのか伺います。

(危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 山田管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 平成31年4月にこの条例が施行されておりますけども、それ以降、見舞金の支給という面では適用されたケースはございません。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） なかなかこういった条例があることを知らない市民の方も多いことと思います。関係機関としっかり連携を取って、被害に遭った方々の負担軽減につながるようにならざる周知に取り組む必要があるのではないのでしょうか。周知のお考えをお伺いします。

（危機管理監 山田大平君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 山田管理監。

〔危機管理監 山田大平君 登壇〕

○危機管理監（山田大平君） 犯罪被害者等への支援に当たりましては、まず警察に相談するケースが圧倒的に多いようでございます。警察の窓口から県、市の総合窓口へ連携されると、そういったフローになっております。犯罪被害者等が必要とするニーズや状況に応じまして、適切な支援につなげられているというふうには考えております。秘匿性が高いケースというのが多いため、警察や広島被害者支援センターといった窓口を主として必要な周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 引き続き周知に取り組んでいただきたいと思います。児童虐待の早期発見・通報には、虐待を社会全体の問題として捉える視点が不可欠です。通報体制の強化だけでなく、しつけと虐待の違いや子供の権利を学校教育や広報で啓発し、保護者の孤立防止やカウンセリング体制のさらなる充実、そして子供から相談しやすい大人になることも大切です。育児のストレスは誰にでもあります。しかし、大人に許されない行為は子供にも許されません。子供は大人の所有物ではなく、1人の人間として尊重される存在です。全ての子供の命と権利、笑顔を守るため、各組織と連携し、誰もが加害者にも被害者にもならないよう、市民の問題として広く知っていただけるよう、積極的な取組を引き続きお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。現在、本市には21の児童クラブがあります。働く保護者の増加に伴い、子供たちの居場所として児童クラブの重要性は増しており、昨年、国も指針の改定などを行っています。まず、その目的と事業内容をお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇教育部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間、家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的としています。集団生活における遊びや異年齢との交流を通じて、児童の自主性、社会性や創造性の向上、基本的な生活習慣の確立をめざしております。また、児童の発達段階に応じた育成支援を行うため、放課後児童支援員を対象に研修を実施しております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） それでは、健全育成とはどのようにお考えか、再度質問いたします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 先ほども申しましたけれども、適切な遊びと生活の場を提供し、子供たちが安全・安心な生活を送ることだというふうに考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 児童健全育成推進財団によると、健全育成の定義としては、全ての子供の生活の保全と情緒の安定を図って、一人一人の個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てるとあります。しかしながら、今年3月、本市の児童クラブを利用されている保護者へのアンケートによりますと、外遊びが少なくテレビを1時間も2時間も見せられているなどの意見もあり、現状そういった児童クラブも少なくないと伺っています。子供たちの健全育成が目的の児童クラブですが、預かり保育のような状況になっている児童クラブもあるのではないかと考えますが、現状をどのように捉えられているかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 児童の発達段階に応じた育成支援を行うために、研修も実施しておりますし、年間計画表等を作成し、預かり保育の枠を超えた支援体制の構築に努めているところでございます。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 児童クラブの目的自体が支援員を始め、保護者にも伝わっていないのではないのでしょうか。もしくは、人員配置や設備などに問題や課題があるのではという視点で、設置者である教育委員会の責任で目的に資する運営が行われているか質問してまいります。

まず、入所状況についてお伺いします。現在待機児童の現状は、また希望される児童の受入れはできているのかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 現在のところ、入会要件を満たしながら入会できていない待機児童は

いない状況でございます。個人事業主や在宅ワークなどで自宅で仕事をされている場合には、事業主や会社等に就労状況を確認しながら判断を行っておるところでございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 現代の働き方で在宅ワークですとか自宅での仕事というものもありますけれども、収入に関わらず、そういった働き方に合わせて柔軟に対応されているという認識でよろしいかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 児童クラブのほうには入会要件がございますので、その入会要件を満たしながら、かつ先ほど申し上げましたように個人事業主や在宅ワーク等、自宅で仕事をされている場合には、事業主や会社等に就労状況を確認しながら判断を行っている状況でございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 次に、本市のこども計画にも児童クラブの課題として、支援員の確保と利用施設の整備とありましたけれども、本市として児童クラブの施設設備にどのような課題があるとお考えかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の9条第2項におきまして、必要面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上と定めております。この基準は国の示す基準に準拠しておりまして、本市では全ての放課後児童クラブがこの基準を満たしております。放課後児童クラブによりましては、施設環境に差がございますが、順次備品の更新や壁、畳の張り替えを行い、児童がより快適に過ごせるよう努めているところでございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 職員さんや保護者さんから話を伺いましたら、静養室も事務室も確保されていない学校施設内に設置された児童クラブであったり、トイレが男女一緒に和式で用を足すことができない子供がいるなど、そして雨の日も雪の日も暗くても、外の体育館のトイレま

で歩かなくてはならず、防犯のため支援員の付添いが必要である児童クラブなども伺っております。さらに100人を超える子供たちがいるにもかかわらず、コピー機はなく、家庭用のプリンター1台だったり、電気代の節約ということで掃除機もなく、広い面積を業務中にほうきで掃除をしているクラブがあったりと、このような状況で果たして健全育成に資する運営ができているのでしょうかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) それぞれ御指摘の点はあるかと思えますけれども、順次改修のほうもやっております。令和6年度は八次放課後児童クラブの壁紙の一部を張り替えた工事などもやっております。また、備品購入費のほうも順次変更もしておるところでございます。また、今回の6月補正で200万頂戴しておりますので、それによりまして備品の購入等も予定しているところでございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 運営指針にも、支援員等の労働実態や意向を把握し、支援員が健康で意欲を持って就業できるように労働環境の整備に努める必要があるとあります。支援員さんから長年様々な状況の改善を求められていらっしゃると思えますけれども、現場を見に行かれたことがあるでしょうかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 現場でございますけれども、私もございますが、担当課長、係長、主任放課後支援員というのが2人おりまして、各施設のほうも巡回をしておるところでございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) でしたら、壁紙より先に取り組みなくてはいけないことがあるのは把握されていると考えます。限られた時間の中で最大40名の子供たちを2名で見ながら、事務作業や掃除など、環境整備が行われている現場の声を真摯に捉え、子供たちの安全と健全育成に資する環境整備を行っていただきたいと思えます。

それでは次に、教材について目的に資する十分な教材が確保できているかをお伺いします。現場や子供たちから聞き取りをすると、とにかく予算がないと教育委員会からは言われ、経費削減を求められている。そのためクラブによっては、折り紙は1人1日に2枚しか使ってはい

けない、お絵かきはA4コピー用紙半分を2枚と、子供たちの健全育成に資する運営ができて  
いるとは言えない状況があるのではないかと伺います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 折り紙の点でございますけれども、消耗品として購入しておりますの  
で、1日に自由に使える教材の種類については、一定の目安を設けております。しかしながら、  
共通する教材として制作する場合はこの枚数に限らず、必要な枚数を配るようにしているところ  
でございます。また、今年度は全ての放課後児童クラブにおきまして、勾玉作りや木工制作  
を行うなど、健全育成の取組の充実に努めているところでございます。元小学校教育に従事し  
ておりました2名の主任放課後児童支援員が児童の興味・関心を引き出す教材を選定し、各ク  
ラブにも助言をしているところでございます。また、図書購入費の充実を図っておりまして、  
市立図書館の協力を得ながら、図書の選定も行っております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 児童クラブによって、ちょっと差が出ているのではないかと考えます。  
指針には、子供の生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備えるとありま  
す。しっかりと現場の声を聞いていただいて、健全育成に資する備品や教材への予算配分に十  
分配慮をお願いしたいと思います。

次に、児童クラブでは支援員さんも含め、避難訓練や防災への対策やマニュアル作成は行わ  
れているのか伺います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 三次市放課後児童クラブ安全計画に基づき、施設設備の安全点検や法  
定点検、火災想定、通報訓練等を計画的に行い、児童の安全確保の体制を構築しております。  
引き続き児童が安全に過ごせる環境を整えてまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 避難訓練とマニュアルの作成を行っているか、再度伺います。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) マニュアルのほうも放課後児童クラブ安全計画というのを作っており

まして、それにより年1回、例えば異常気象の対応についてということで、避難所の再確認等も行っております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 避難訓練については言及はありませんでしたが、数年働いているが一度も避難訓練をしたことがないというような職員さんからの話も伺っています。指針には、市町村との連携を下に災害等の発生に備えて、具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な設備を設けるとともに、定期的に少なくとも年2回以上の訓練を行うなどとして対応できるようにしておく、また外部からの不審者等の侵入のための措置など、不慮不足の事態に備えて必要な対応を図ることとしっかり記載があります。マニュアルも見ることがない支援員さん多いんじゃないでしょうか。さらに、日々雇用の方など、いろいろ異動される支援員さんにおきましては、それぞれの支援センターによって、本当に避難場所などが変わってくると思います。その辺りはしっかりと子供の安全を守るためにも取組が必要かと思いますが、再度取組をお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 宮脇部長。

[教育部長 宮脇有子君 登壇]

○教育部長(宮脇有子君) 今年度は6月13日の研修会のほうで開催しているところでございます。児童クラブによりましては垂直避難を推奨しておりますが、社会教育課と連携し情報を共有して、安全な場所へ避難することを指導しているところでございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 子供たちの命を守るため、子供に対しても地域の自主防災組織等としっかり連携して災害対応をお願いします。

そして、今年度から改正された児童クラブ運営指針の施行が4月から始まっています。主な改正内容について支援員を始め、保護者や子供たちへの周知は行われているのか、またそれに伴った研修などが行われているかお伺いします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 豊田教育部次長。

[教育部次長 豊田庄吾君 登壇]

○教育部次長(豊田庄吾君) 今年1月に改正された放課後児童クラブ運営指針では、放課後児童クラブは自ら進んで子供の権利について学習を行った上で育成支援を行う必要があると明記されております。このたびの改正を受け、4月の放課後児童支援員の研修会において、改めて子供の権利を守ることの必要性を含め、改正の要点について研修を行いました。また、接遇研修

や様々なハラスメント研修等を通じて、相手の思い込みを酌み取った対応、児童の最善の利益を守ることや、子供の意見を表明する権利を確保することの事業についても繰り返し研修を行っております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 私が聞き取った範囲では、御存じない方もいらっしゃるようです。そして、子供に対してもこの周知をしないと文科省のほうから通知があったはずですが。こども基本法が定められたことを受けたこの改定では、一番最初に子供の持つ権利と子供の最善の利益を優先して考慮し、支援を推進することに努めなければならないとあり、これらの改定を踏まえて、現場では子供が主体的に考え、意見を表明し、安心して過ごせる環境をつくる取組をより一層充実させることが求められておりますけども、そういった運営ができているのか、または行う予定があるかお伺いします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 豊田次長。

[教育部次長 豊田庄吾君 登壇]

○教育部次長(豊田庄吾君) 議員おっしゃいましたように、1月の改正を受けて、放課後児童クラブでも子供の利益を守ると、児童の最善の利益を守ることや子供の意見を表明する権利を確保することの重要性についても繰り返し、今後研修を行ってまいります。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 徳岡議員。

[11番 徳岡真紀君 登壇]

○11番(徳岡真紀君) 改正後の指針に、先ほどもお伝えしましたが、職員も子供も保護者も、子供の権利について知る機会をつくることというふうにあります。児童虐待の問題にもすぐ関連しているため、職員さんはもちろん保護者や子供にも分かりやすく子供の権利を伝え、子供の意見を取り入れた運営を行うことや、子供たちが困ったときに誰に相談すればよいのかということも、きちんと伝えていかなくてはいけないというように改正後の指針には掲載があります。その辺りをどのようにお考えかお伺いします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 豊田次長。

[教育部次長 豊田庄吾君 登壇]

○教育部次長(豊田庄吾君) まず、子供の意見を取り入れるということに関しましては、子供たちの提案で具体的にお楽しみ会を企画したり、もしくは子供間でトラブルがあった際に、子供たちが意見を出し合い、トラブルを防ぐためのルールづくりを行っております。また、保護者に対してそういったことを周知していくということに関しましては、例えば保護者が迎えに来たタイミングで子供たちの様子を支援員が伝える機会があると思うんですが、そういったとき

に合わせて、今おっしゃったような趣旨を伝えるようなことも今後行ってまいりたいと思っております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） ちゃんと保護者や子供にも分かりやすい言葉で、分かりやすく子供の権利、今回の改定の内容等を伝えていただきますよう、しっかりとお願いいたします。

また、今回の指針改正で、おやつ提供に関する食育の観点の踏まえた取組とありますけれども、現状どのようにおやつが提供されているのかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） おやつは、日常的な手洗いやうがい等を習慣化させるように、衛生指導に通じた食育に取り組んでおります。提供するおやつはアレルギーに配慮しつつ、衛生面に留意して、個別包装されている菓子を購入しております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 児童クラブでお話を伺ったところ、子供からのリクエストの多いアイスや冷えた麦茶を夏の暑い時期に提供しようと思っても、電気代の節約や衛生上の観点から、冷蔵庫や電子レンジの利用等に制限があり、提供が不可能だと聞いています。改定後の指針では、おやつが子供たちと職員さんのコミュニケーションの機会となるようにとあります。おやつは児童クラブに通う子供たちの大きな楽しみです。改定を受け、主体的な関わりを進めていく中で、子供たちからのおやつのリクエスト投票を行ったり、手作りしたり、みんなで育てたり、様々な工夫ができると考えますけれども、いかがでしょうか。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） おやつ選定につきましては、個別の配送サービスのカタログから支援員が選んでいる児童クラブや、業者に1人当たりの価格を設定して選んでいる児童クラブなどがございます。また、少なくなりましたが、支援員が直接店舗で購入している場合もございます。それぞれ子供たちにとって、衛生面とアレルギーに配慮したおやつの方を選定しているような状況でございます。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○ 1 1 番（徳岡真紀君） 子供たちの声や支援員さんの声を大切におやつを選定などを行っていただきたいと思います。おやつを経費の事務作業についても、かなり職員さんがお時間を取っていただいているようです。その辺りの実態も踏まえて、しっかりとおやつを提供に関して、子供の食育の観点も踏まえた取組になるようお願い申し上げます。

そして現在、三次市でも非常に力を入れられているコミュニティスクールですが、児童クラブにおいては、地域との連携で取組をされているクラブは少ないのではないかと考えます。改定を受けて、地域とともに子供たちの健全育成に取り組む予定はないか伺います。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 現在、地域の食生活改善推進員の皆様と調理を行ったり、地域イベントに参加したり、絵本の読み語りボランティアを招くなど、地域の方々との関わりを持てる機会は大切にしております。引き続き地域の皆様との交流を含め、様々な体験や学びにつながる活動など、内容の充実を図ってまいりたいと思います。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○ 1 1 番（徳岡真紀君） この件に関しましても、児童クラブそれぞれで取組が違ってきているのかなと思います。地域との連携というものがなかなか取られていないような児童クラブも実際に見受けられます。コミュニティスクールの取組は非常に大切だと思いますけども、一方、児童クラブに聞き取りに何うと、業務時間内に子供たちとの時間はもちろん、掃除、シフト作成などの事務仕事など、2名では非常に厳しい現状がうかがえます。特にインクルーシブな運営が推進される中で支援が必要な子供たちの受入れも進められており、現在の体制で指針の改定内容が十分実現できる状況か伺いをします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 全員協議会のほうでも申しましたように、放課後児童支援員の人材確保には大変苦勞しているような状況でございます。それに伴いまして、それぞれの支援員の皆様に御負担いただいている状況があることは承知をしております。ただ一方で、このたびの改定につきましては、研修のほうもさせていただいておりますので、引き続き支援員の皆様と情報共有しながら児童クラブの運営に努めてまいりたいと考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○ 1 1 番（徳岡真紀君） 人材の確保に大変苦勞されていることは私も承知しております。しかし

ながら、中でも現在児童クラブでは、子供の出欠を電話で対応されたり、連絡事項も窓に貼ったりと、まだまだアナログな対応が行われていますが、ＩＣＴの活用など学校と同じようにアプリを活用して出欠などを行うなど、そういう取組の考えがあるかお伺いします。

また、現在、教育委員会や保護者等と児童クラブのかけ橋の役割を担ってくださっている主任も２名に増員されましたが、21ある児童クラブを週に３日の勤務時間内での業務は、十分機能していると言えるかどうかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 保護者の安心や支援員の皆さんの負担軽減となるよう、児童の出欠確認連絡システムについては、検討している状況でございます。また、先ほど御指摘いただきました現場を統括する主任放課後児童支援員を２名採用し、各児童クラブを訪問しながら指導助言を行っております。業務の見直しとともに、効率化と保育の充実を図ってまいりたいと考えております。そのほか担当課長、係長のほうも行っていることもございますので、教育委員会も一緒に社会教育課のほうも一体となって、保育の充実も図っていきたいというふうに考えているところです。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 業務負担軽減のためのＩＣＴ活用は、すぐにでも取りかかれると思います。また、コーディネート役を担われている主任のお仕事に関しましては、これから非常に重要になってくると考えます。まだまだ十分ではないと思いますけども、地域おこし協力隊を募集されている自治体もあります。雇用条件等の見直しなども考慮に入れ、人員の確保も必要だと考えます。

そして最後に、先日13日の全員協議会で、21の全児童クラブを民営化する予定だとの説明がありました。民営化の主な目的、民営化までのスケジュールと民営化にすることで、本来の児童クラブの目的に資する運営が可能なのかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 放課後児童クラブの民営化につきましては、令和８年４月からの業務委託を目標といたしまして、現在、調査研究のほうを進めているところでございます。仕様書等も作りましては、９月議会には可能でございましたら、補正予算等もお願いさせていただきたいと考えております。その後、プロポーザルの公募の開始を始めまして、令和８年４月からの業務委託を計画しているところでございます。子供の特性に応じた保育の充実を図り、多様な体験や遊びの場を提供していくために、放課後児童クラブにおける育成支援が十分にできる

業者を選定していきたいと考えております。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 民営化によって、これまで私が質問してきましたけども、そういった課題などの解決は可能なのか、再度お伺いします。

また、雇用について、支援員さんは非常に不安に思われています。現在、会計年度任用職員で登録されている約100名の職員の雇用と給与等の対応について、どのようにお考えかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 民間委託に向けた仕様書のほうは現在策定しておりますけれども、現在の課題が解消できるようなものになるよう努めているところでございます。

あと、支援員の皆様につきましては、事業者を公募型のプロポーザルで決める予定としておりますので、事業者が決まり次第、募集案内の情報提供は丁寧に行ってまいりたいと考えております。待遇のほうでございますけれども、現在調査というか、調整中でございます。

以上です。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 運営方法の中で、保護者からは利用料が上がるのではという不安も伺っています。3月に教育委員会が行われたアンケートにおいても、現状4,000円の利用料であっても、約4割の方が高いと答えられています。民営化で質が担保された上で、保護者の負担増がなく、児童クラブの目的が果たされるのが大前提で、現在の課題解決につながるということで捉えさせていただいてよいのかお伺いします。

(教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 負担金でございますけれども、様々な声があることは承知しております。また、県内各市町の負担金のほうも様々ございまして、私どもが最も高いというわけではございません。ただ、そのようなお声もございしますので、当面につきましては、現在の負担金を維持していきたいというふうには考えておるところです。

(11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 全員協議会の中でも、土曜や長期休暇は運営を集約するというふうに言われましたが、3月のアンケートでは、それぞれ利用を希望する保護者は僅かで、土曜日4%、長期休暇10%のみでした。それでも集約していくおつもりか、この運営方法について伺います。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） やはり、この一番の課題は人材の確保でございます。限られた人材の方に働いていただくということもございますし、土曜日の放課後児童クラブを集約しようとしておりますのは、表のほうもつけさせていただいたと思いますけれども、1日の利用の児童数が少ない、1人ないし2人のところがございます。そのようなところの状況を見させていただきながら、効果的に集約をしていきたいという考えでございます。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 本日の質問にもありましたけれども、学校再配置に伴って児童クラブの在り方も大きく変化することが予測されます。民営化に関しましては、9月議会に提案され、4月には委託というスケジュールも示されましたけれども、子供から大人まで、子供の最善の利益につながるよう十分に議論が必要かと考えますが、場合によってはスケジュールの見直しも視野にあるのか伺います。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 宮脇部長。

〔教育部長 宮脇有子君 登壇〕

○教育部長（宮脇有子君） 支援員さん、保護者の皆さんを始め、丁寧な説明は必要かと考えております。しかしながら、現在のところ予定どおりで進めさせていただきたいと思っております。各種課題がございますので、その課題の早期解決のためにも、より効果的な保育のほうをやっていききたいと考えております。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 徳岡議員。

〔11番 徳岡真紀君 登壇〕

○11番（徳岡真紀君） 先ほど来の学校再配置の件もそうですけれども、しっかりと皆さんからの声を聞いた上で、十分に議論がなされた上での決定というものが必要になるかと思います。先日13日に、2025年こども白書を国が閣議決定しました。白書では、子供の自殺やいじめ、虐待の相談対応件数などが増加していることを受け、全ての子供や若者が安心できる居場所づくりをめざすとしています。三次市まち・ゆめ基本条例においても、第8条に市民と市議会及び市はそれぞれ役割と義務や責任に基づき、目的と情報を共有し信頼し合い、対等な立場でとも

にまちづくりに取り組むこととあります。安心して子供を産み育て、子供が権利の主体として認められ、自分らしく生きる社会を個人の問題ではなく、市民全体で考え取り組んでいけるよう、行政は子供から大人までの声に真摯に耳を傾け、みんなが幸せを実感できる三次づくりに取り組んでいただきたいと強くお願いして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（横光春市君） この際、休憩いたします。再開は14時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時25分——

——再開 午後 2時35分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（横光春市君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 皆様、こんにちは。一般質問の最後となりました。会派未来、新田真一でございます。議長のお許しを得まして、本日の一般質問を行っていききたいと思います。

それまでに、本議会一般質問におきまして、これまで11名の議員の皆さんが質問に立たれました。そのうちの約半分が学校のあり方方針計画についての関わりを取り上げてきたところがあります。これはまさに、これからの三次市の子供たちの教育の問題だけではなく、三次市の地域のありようも含めた、まさに未来に関わる重要事項ゆえだと思います。私もこれまで何か所かの地域説明会、意見交換の場へ伺い、傍聴をさせていただきました。思いはたくさんあるんですが、1点だけ。それは、どの会場においても教育委員会のこの計画の説明に「今の子供たちをほっておけない」というフレーズが繰り返されています。これを聞いた対象校、あるいは小規模校、複式学級に子供さんを行かせる保護者の皆さん、あるいは地域の方々から、今の学校では子供は不幸なのかとか、元保護者の方が後ろから「先生、今の教育はそんなにひどいんか」という声が上がっています。自分の生まれ育った地域を誇りに思い、複式で育った地域の皆さんや保護者にとっては、その言葉が今のような感想に聞こえているということを申し述べておきたいと同時に、これまでも完全複式の小規模校は何十年もあったんです。私も10年、複式学級を担任しました。たくさんの子供たちがそこで学び成長し、卒業していきました。都会へ出て行って働いている者もいます。ですが、ふるさとへ帰り、親となった人たちもたくさんいらっしゃると思います。議員になった人もいます。以上を申し述べ、第1項目、中高一貫校について質問を行ってまいりたいと思います。

モニター資料をお願いします。中高一貫校のことにつきまして、本議会で取り上げるのがちょうど表の数だけになります。2019年から始まって2025年、数字の細かい説明いたしません。皆さんは、見慣れたといったらそこまではないかもしれませんが、御覧になってきた数字です。

大雑把に言いますと、県立三次中の入学生はほぼ横ばい状態です。小学校6年から市外の中学校へ通う子供たちの数も、あまり大きな変化はございません。気になるのは一番右側、県北学区以外の高校、国立、公立、私立へ進む子供たちの数はちょっと増えています。下3段に「90名／371名」と書いております。あの数字は卒業生の総数です。だから、単純に数だけ90から104まで増えたんじゃないくて、卒業生は減っています。こういう状況をお知らせし、中高一貫校の設置をオール三次体制で取り組んだときに、夢や目的の実現が地元の高校でできるようになると、要は市外高校まで行かんでいい、市外中学校まで行かんでいいと上げていましたが、6年を経た7年目に入ったこの状況をまず教育委員会としてどのように捉えられるかということともう一点、今年1期生が卒業しました。この春です。いわゆる高校卒業になる折に、議会の中でも6年後を期待するといった発言がございました。要は合格実績です。これが昨年1年前の合格実績が、高校が独自に捉えられている数字ですけど、現役受験者分の国公立受験者数を1つの指標にされています。これが昨年、県立中の1期生が出る1年前で45.5%、三次高校のホームページには史上最高というて書いてあります。去年が史上最高だったんです。そして、この春の受験が終わりました。数字はその前の年ぐらい、前年度は三十七、八%ですが、若干下がっちゃいました。これらを踏まえた状況をまず三次市教育委員会としては、どのように捉えられていらっしゃるでしょうか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） まず、県立三次中学校のことにしてお話をさせていただきます。このことにつきましては、中高一貫の学校を設置するということで、議員にもいろいろと御質問もこれまで頂いておりますとおり、具体的な教育の選択肢を増やして多様なニーズに応える、また市内外で活躍することのできる人材を育成していく、そういうことのために議会の皆さん、経済界を含めてオール三次の体制で県のほうに要望して設置が実現をしたものでございます。県立三次中学校は現在定員が80名という入学定員になっておりますけれども、今お示しいただきましたように、毎年50人から60人程度が三次市内の小学校から入学をいたしております。これ以外の、つまり80名までの定員については、市外の小学校のほうからの卒業生ということでございます。こうして一定の人数が中学校、そして高校まで6年間、市内で一貫して、この地元三次で学ぶ環境があるということで、これは地元への愛着の形成、あるいは地域活動への貢献、とりわけこの県立三次中学校ができて以降、地域との連携した取組、また産業界とのいろんな活性化のための取組、あるいは議会の皆さん方とのいろんな意見交換会というふうなことも含めて、活性化という意味では市全体をつながるものとして取り組まれているというふうに理解をいたしております。

また、今春、県立三次中学校の1期生が県立三次高校を卒業されました。進学実績ということについては、先ほど御紹介を少しいただきましたけれども、今年度につきましてはいわゆる難関大学と言われる合格者も含めて、多様な進路の選択というのが今年度も実現をしていると

いうふうに捉えておりまして、これについても成果だというふうに捉えております。いずれにしましても、県立中高一貫校の設置によって、市内の子供たち、あるいはまた市外の子供たちも含めて地元の三次中学校で学び、そして多様な夢を実現するということについては、確実にそのようになっていると捉えております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番(新田真一君) そうですね。夢の実現は子供たち一人一人のものですから、全体の数が上がった下がったということを危惧する必要はないと思います。同感です。

2点目、県立中と市内中学の生徒、教職員が交流して互いに刺激を受け切磋琢磨することで、教育の充実や活性化につながるというふうに期待されていますが、活性化につながりましたか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 実際に、これも設置を実現したときに生徒同士の交流でありますとか、あるいはまた教職員の交流というふうなところで、学校のお互いの活性化を期待するということをございました。そういう視点でそれぞれのことについて御説明いたしますけれども、教職員に関わっては、これまでも県立三次中学校と市内小・中学校の教職員の交流というのは続けておりましたけれども、昨年度から始めましたみよし結芽人育成研修についても参加というふうなことで御案内をさせていただいたり、あるいはまた学習指導・生徒指導に関する研修というところに関わって一緒にやる機会を捉えたり、また、部活動も生徒同士の交流が中心ですけれども、教職員の交流にもなります。そういった形で幅広く機会を設けております。具体的にそういった取組によって日常的な情報交換とか、あるいはそれぞれの互いの教育活動の充実というところにはつながっているものと捉えております。また、生徒同士の交流につきましては、県立三次中学校・高等学校の生徒と市内の中学校生徒の数は少ないですけども、合同授業というふうなものも実施しておりますし、部活動の先ほどの交流でありますとか、市の主催で進めております、昨年でいいますと発信力向上プロジェクト、あるいはみよし未来環境会議、こういったところへの参加という中でいろんな交流をしたり、知り合って様々に学びを深めていくということもしております。そういった中で生徒同士の交流も図られるという中で活性化というふうなことにつながっていると捉えております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番(新田真一君) では3点目、近隣市町からの入学希望生徒の流入、市内の教育力の向上によって企業誘致などへ波及効果ということも期待されていますが、この点についてはどうだったでしょうか。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 児玉産業振興部長。

[産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 児玉 隆君 登壇]

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(児玉 隆君) 企業誘致活動におきましては、都市部の企業が地方に新たに拠点を構える場合、経営者としましては交通インフラや教育、医療などの社会施設が整っているかどうか、地方でも従業員が充実した生活が送れるかどうか判断材料の1つとなります。本市ではこの間、様々な施策を交えながら市の魅力を伝えてきました。その中で、中高一貫校などの質の高い教育環境を整えていることもIT企業へのPRポイントとして紹介をしています。広島県立三次中学校・高等学校が開校された平成31年4月以降、本市への企業進出の実績としましては、令和2年に2件、令和4年から令和6年まで各1件あります。企業誘致につながった理由は、各企業様々で、中高一貫校が決め手となったかどうかについては把握はしておりませんが、教育環境の充実が企業誘致活動において大きなPRポイントであることは間違いございません。あわせて、市内で操業されておられます企業が今後も市内で企業活動を営んでいただくためにも、市内に質の高い教育環境が整備されているということは、企業誘致の観点からもプラスの影響を与えているというふうに考えております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番(新田真一君) 高校との連携というのは、今後も大事だというふうに思うんです。今御質問、ありがとうございました。次に行っています。

特に高校と連携というときに教育委員会との連携というのは、今後こういうふうに進めたいといったような構想がとおりでしょうか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 実際に、県立高校と私ども三次市の教育委員会というところでは、のりを一定程度を超えるということで言えば、県立高校の経営方針とか中身につきましては、これは従前から申し上げているように、私どもが言及することについては限界がございますけれども、午前中のお話でも説明させていただきましたけれども、県立三次中学校・高校に関わらず、市内の3つの高校というのは本市にとってのこれからの人づくり、まちづくりのためには、どうしても必須の要件であるということを考えております。そういう中で、具体的にその3つの高校には定期的に訪問させていただいて、校長先生ともいろんな意見交換をさせていただいたり、あるいは今回の学校のあり方の基本方針についても御説明をさせていただいて連携を図っていくという形で、具体的な連携強化の関係を今構築もし、継続をしているところでございます。これはそれぞれ私どもとすれば、やはり三次市の人づくりを一体的に高校にも一緒に協力いただいて、取組として進めさせていただきたい。そして、さらにそれぞれの高校では三

次の魅力を取り上げていただいたり、もっと言えば、市内の小学校や中学校ともしっかり連携をしていただきたいといったようなことで、具体的に校長会の開催とかそういったものについても高校のほうでさせていただくというようなこともしております。引き続き三次市の中での学校のあり方ということでいえば、高校も一緒に力を発揮していきたいというふうなことも、それぞれ聞かせていただいておりますので、教育委員会として引き続き連携を図って、子供たちの魅力ある学びと、そして社会的な自立に向けて、みよし結芽人としての育成につなげてまいります。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番(新田真一君) 連携をしっかりと深めていただきたいと思います。特にイの質問ですけども、教職員がお互いに考慮する場として研修の場というのが必ずある。これまでもその場を相互の職員が利用してきたことだと思いますが、三次市には中山間地域のモデルを三次からつくるとした教育政策室長肝煎りの研究チームがある。さらに、先ほど御紹介した結芽人育成研修会ですか、そういった場に取り組んでおられるが、これらを積極的に高校のほうへ、政策研究チームがどうアプローチしていいかというのを私は全部分かっているわけではないんですが、連携を取ったり交流できる場があつていいのではないかと思います。それについてのお考えをお願いします。

(教育部次長 豊田庄吾君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 豊田教育部次長。

〔教育部次長 豊田庄吾君 登壇〕

○教育部次長(豊田庄吾君) 先ほど教育長からもお伝えさせていただいたんですけれども、みよし結芽人育成研修会では、昨年度から県立三次中学校と連携しており、県立三次中学校の教職員が参加している部会もございます。今年度も継続して県立三次中学校と連携し、共に学び合う機会をつくっていかうと考えておるところです。

また、議員から御提示いただきました教育政策研究チームに関してなんですけれども、現在この研究チームは、教育委員会の事務局職員とアドバイザーとの連携が中心です。教職員向けの研修は現在は設けておりませんが、今後、教職員対象の研修をする際には県立三次中学校とも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番(新田真一君) 連携という言葉の意味は随分幅広いという気がするんですけど、お互い同じ市の中にある、小・中、義務教育と、高校が、しっかりと三次の子供たちのために努力していくことは今後必要だと思いますので、ぜひ深めていただきたいと思います。1番を終わります。

では続いて、2項目めの学校のあり方方針に関わる小規模特認校についてお聞きます。学区自由化です。

モニターをお願いします。これが小・中学校のこれまでの学区自由化を利用してきた生徒の数です。青が中学校、オレンジが小学校1年生入学時ということになるかと思いますが、中学生が生徒は減っているのにここんとこずっと増えているという特徴がうかがえますが、小・中を合わせたら年間約100人ちょっとぐらいの数になるかなと思いますが、この学区自由化に関わる現状、成果と課題についてどのようにお考えをお願いします。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 成果と課題ということでございますけれども、具体的に一人一人の学びに向けての選択肢が広がっているということはあります。やはり自分で行きたい、そういった学校を選択することができる制度ということで設定をしておりますけれども、そういうことの一定程度希望がかなうことはできるだろうというふうに考えております。実際にいろいろこの制度の選択の理由というのを聞いても、具体的に選択の幅が広がったとか修学意欲が高まった、児童生徒の学校への関心も高まったといったような意見も頂いております。そういう中で取組をこれからも進めていくということにしておりますけれども、課題といいますか、やはり1つは、この制度の基盤には学区の中で学校を選択するということが基本ですので、選択する場合に通学に向けては、どうしても保護者の理解を頂くということが必要だということが課題というか、そこのところについては一定の理解を頂いた上で選択をしていただいているということと捉えております。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 私は3月議会で学区自由化に関わる課題として、自由化を選択したくてもできない実態はないかという提起をさせていただきました。義務教育でありながら、全ての機会が均等ではないという思いが強くなります。自由化を選択したいけど諦めたと、こういった実態は把握されたか、いや、これからでも把握する用意はあるでしょうか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 具体的に希望した、しないというふうなことについては、その希望の段階というところは詳細にアンケートをしているところではございませんし、今おっしゃったように、義務教育は通学区域の中で、いわゆる学区の中の学校へ行って就学をするということが基本的にあるわけですから、そういうところで選ばないからといって特に支障というふうなものがあるわけではございませんので、これらについて特にこれからまた改めてその調査を行う

予定はございません。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番(新田真一君) 予定はないということですね。分かりました。

では、2番に移ります。今のことは2番とも関係するんです。小規模特認校です。これが午前中の質問にも、また意見交換会の場合でも、具体的な中身が随分お話をされてきたので、その点についてずばり聞きます。小規模特認校は1校にする。完全複式校は対象としないということが1つの形として示されていますが、なぜ1校なのか、なぜ完全複式を対象としないのか、お願いします。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) まず、2つ目の御質問のところから先に申し上げますと、今回学校のあり方基本方針というのを定めるに当たって、御承知のとおり策定委員会を設けて素案までいろんな意見も頂いてまとめていただきました。その中で具体的に小学校の規模、そして中学校の規模というふうなものもまとめていただきました。具体的にこれを進めるに当たっては、完全複式の解消を最優先にするということを基本方針でも明記いたしております。それは、例えば子供にとって具体的にもっといい教育環境にしていくということのため、あるいはまた基本方針の重点事項の中にもございますように、教職員にとってもやりがいのある、働きがいのある、そういった学校環境にしていくということが必要だということで、完全複式の解消を最優先にするということを明記しておりますので、それを超えて小規模特認校を設置するということにはならないということでございます。

それから、特認校を1校にするということでございますけれども、これは限られた教育資源を効率的に活用して、多様な子供に対して魅力ある教育活動を行っていくということを小規模特認校をつくっていくという上では基本としておりますので、そういうためにはやはり1つの教育資源のある意味、投資というか、そういったものでありますとか、あるいはまた具体的な教育課程の魅力化、そういうことは当然、特認校として必要な部分かというふうに考えております。したがって、これを複数配置していくということは現実的には難しいと考えております。

また、完全複式校が解消になったとしても、多くは御承知のとおり小規模校でございます。そういった意味でいえば、小規模特認校の特色とか設置場所ということについては今後定めていくということにしておりますけれども、1校にしっかりとつakって魅力ある学校というふうなことを具体的な教育課程の中で実現していくということをまずは考えている。これを1校ということにしております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 教育委員会も御存じだと思いますけど、まず1点、小規模の再配置計画が出される中で、完全複式校が対象となる。自分たちの地域にある学校を守ろうとして、地域の皆さん、保護者の皆さんが協力し、オープンスクールを企画し、地域との交流会を組み、そして空き家バンクまで紹介する、そういったものに触れながら複式教育の魅力を感じて、あるいは小規模の地域と結んだ熱い熱い魅力を感じて、学区自由化によって小規模校、複式をあえて選択している保護者の皆さんがいっぱい。この営みは、去年、おとし、私の知る限り1校、2校ですけども、随分前からあった。要は完全複式の解消を図るというものもあるけども、その説明の議論を重ねる中で、いや、私は複式だから来たんだと。小規模地域と熱い学校があると認めてきたんだということでも、これは教育委員会の言うよりよい教育環境ではないということですか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 御承知のとおり、完全複式校という具体的に全ての学年で複式になるという場合には、今の制度の中では法令的に職員配置というところがどうしても1つの大きな壁といえますか、そういうものがございます。教頭が複数の学年を担当しながら学校運営を担っていく。もちろん複式というふうなことでいえば、議員も御経験のように、2学年を同時に見ていく。そのことについて、子供にとってよりよい環境ということとあわせて、やはり教員がそういったところをしっかりと教育活動を行える環境というのを同時につくっていくということは、学びの充実、子供にとっての魅力ある学びの実現ということのためには必須だからこそ、今回、基本方針の重点事項の中にも、教職員の学びや、やりがいのある教育活動ができる環境というのは必須だということを盛り込んでおります。したがって、現実には完全複式校というのが市内にありますけれども、それ以外にも、複式がある学校というのもありますね。そういったところの部分でいえば、学校全体としての学び方とか学校のあり方というのを考えたときに、完全複式学級となっている学校については解消を図るという、そういうたてりでの今回の基本方針の中身でございます。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 私は複式学校はとても楽しかったんですけど、やりがいもありました。今の教職員の病休者、あるいは早期若年退職者、どちらの学校が多いですか。視点を変えます。今は学区自由化です。学区自由化ということは、それぞれ保護者、子供たちが学校を選べるということ。さっき言いました小規模校の何校かがいろいろ学校のPRをされて、地域ともイベントを組んだりしてやっている中で選ばれた保護者もいっぱい。1校じゃないですよ、何校か。小規模特認校をつくったら、この学区自由化と、そうした小規模、完全複式校などが、

何とか広く市民の皆さんにアピールして、オープンスクール、イベント、自然、保育、あるいは空き家バンク紹介などの活動は制限されますか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 迫田教育長。

[教育長 迫田隆範君 登壇]

○教育長(迫田隆範君) 今回の基本方針というのは、繰り返しになりますけれども、子供の学びというふうなものを魅力あるものにしていって、そういった学校環境をつくっていくということです。学校が子供のためのものなんだと、本来、第一義的にそういった意味での取組を私どもとしては充実を図りたいということで御説明をさせていただいております。したがって、今の御質問に私の立場でどうこうということをお答えするということではできないのかなとか、難しいかなと思います。先ほどおっしゃっていただきましたように、地域の皆さんが子供のためにとか、あるいは地域の子供をしっかり支えていく、これから見守っていく、関わっていくという思いは、これは本当に敬意と感謝を申し上げますし、これからも変わらず、どの地域にも子供はいるわけですから、そこで変わらず御支援いただき、支えてやっていただきたい。これは心からそのように考えたところでございます。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

[10番 新田真一君 登壇]

○10番(新田真一君) いや、安心しました。特認校を1校決めたら、よそはもう小規模校へ行っちゃいけないというんのかと思った。それは今の通学区の自由化の中で、おっしゃるとおり、各地域や学校が地域を挙げて何とか学校を盛り上げようという取組を制限するものではないですよ。ということになれば、今学校は子供たちのためにあるということで、完全複式校は統合対象ですよという説明の中に、保護者はそうよのとは納得されないわけですよ。だって、自ら小規模を選んで複式の教育の魅力を感じて行っておられる。これは理解して協力を得るというのはなかなか難しいでしょうね。それでも計画は進めるという御苦労はあろうかと思います。ただ、特認校に関わらず、小規模学校ゆえのいろいろ不利な条件はあるわけですよ。まさに複式なんていうのは教育行政がつくった基準ですからね。自分らで条件を悪くしておいて、環境が悪いというのは何かちょっと違うような気がする。三次市としても現在、理科支援であるとか複式の社会科の専科なんかも入れていらっしゃるよ。私はここへですよ、先ほどの問題ですよ。小規模を希望しながら行く皆さん、学区自由化ですから、通学は保護者の責任でどうぞ、これがネックになる人がおられる。となれば、片っ方でもう一つ学びの多様化学校がありますよね。これも同じ問題が起きますよ。そうなれば、あり方検討で、学校のあり方の1つとして小規模特認校といったものを認めてどうこうならば、複式学校は違うといったらそうですけど、多様化学校や小規模特認校、特色のあるところへ行きたいということについての就学・通学の支援というのも考えるおつもりはありませんか。

(教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める)

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） おっしゃっていただいているとおり、通学というふうなことに関わって  
いえば、大きな枠組みの中で完全複式は解消し、そして校区は一定程度少し広がる学校がどう  
してもあります。そこについては、新たな学校として再配置をする場合はスクールバスなり、  
公共交通機関の通学手段を確保しますということを説明させていただいております。さらに、  
学びの多様化学校と小規模特認校というふうなことは、今度は市全域というふうな形である意  
味で対象ということになりますので、そこについては安心して行けるという一定程度の通学に  
ついての手段、こういったものは検討する必要があると考えています。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 多様化学校も同様の課題になる部分についての今の答弁はとても素直に  
聞いて、ぜひ御検討いただきたい。ただ、小規模特認校という前提において今、教育長さんが  
おっしゃったのは、いわゆる完全複式校ではない、新たに決まらさう小規模特認校について  
ですよね。10人未満の学校とどこかの場で説明されたと思います。ここにも複式学級は当然存  
在することになる、完全ではないにしろ。その通学は幾らかの支援をして、完全複式は考え  
ないというのは、教育の機会均等の精神からいうと若干不平等な気がします、どうでしょ  
うか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 繰り返しになりますけども、前提としてこの基本方針をもう一度よく確  
認し、お互いに共有させていただきたいのは、そもそも基本的に一定の集団活動が可能になる  
ということで小学校は1学年は1学級以上で10名以上、中学校については各学年2クラス以上、  
そういったものを基本にした再配置というふうなことがまず前提である。その中には、そうは  
言っても行きにくい、なじめない。あるいは、どうしてもここでないと自分は学べないという  
ふうな子供たちも想定をして、小学校であれば小規模特認校、中学校を対象にした学びの多様  
化学校というのを設置します。市全体の中でいえば、自分の行きたい学校というのがちゃんと  
あって、それは複数あるのか、1つしかないのかというのはそれぞれあったとしても、市全体  
のどこに住んでいても、自分が行きたい学校というのがちゃんとある、そういう環境の整備を  
していくというのが基本です。したがって、繰り返しになりますけども、そのためにつくる学  
びの多様化学校及び小規模特認校であるから、そこへ向けての通学というふうなことに  
ついて、一定程度は安全に安心して通える方法というのを検討するということを申し上げて  
おります。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 一定の集団がないと、子供たちの力がついていかない。だから、それによりよい環境にするんだということをこの間ずっと説明会なりで訴えられてきましたが、私が今申しているのは、それは策定委員会なり、教育委員会が全体考えられた構想というか、方針であって、現実複式がいい、小規模がいいという保護者がいらっしゃるということを訴えている。その皆さんにとって、完全複式は決して悪い教育環境じゃなくて、子供たちが大集団になじめん中で、この中で生き生きと伸びているというのを目で見て子供たちから感じておられるから、集団でないと駄目よのうというのは一定の理解ができないというか、受け入れがたいという現状の中で学校をやっぱり守っていきたいという活動は否定されないと、学区自由化の方向性はそのままだと。次の議論にも理解させてもらいます。ただ、1校になるという意味についてはよろしいです。分かりました。

学区自由化制度は、今後も維持していくという方向性は示されていると。仮に、学校統廃合が年次にわたって小学校、中学校も半分ぐらいになりますよね。それにおいても、学区自由化制度は維持していくという方向性だろうと思いますので、その制度の中で各地域が努力されていくということは決して否定されない、していただかないようによろしくお願いいたします、大項目3番、総合教育会議・教育委員会会議でのあり方方針の議論についてに移ります。

まず、総合教育会議と教育委員会会議の在り方について、私の解釈は、総合教育会議は教育行政と市当局との間の協議調整、教育委員会会議というのは権限を行政から独立した1つの機関として、教育施策や今回の統合、計画等についても決定する権限を持つておられると。なら、教育委員会会議で決定した方針を市当局の行政とどう協議調整してできていくかというのを諮るというふうに解釈するならば、教育委員会会議の決定が先にあって、総合教育会議が開かれるべきではないかと思うんですが、それは違うんでしょうか。

さらに、もう一点質問しますけど、今回の3月の総合教育会議で、学校のあり方方針についてと部活の地域展開ですか、この2件をここで話し合ひにゃいけんというふうに議題として選ばれたのは、なぜかということをお願いします。

（経営企画部長 笹岡潔史君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 笹岡経営企画部長。

〔経営企画部長 笹岡潔史君 登壇〕

○経営企画部長（笹岡潔史君） 総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市の教育課題及びめざす姿などを共有しながら同じ方向性の下で連携して、効果的に教育行政を推進していくために設置をしているものです。また、総合教育会議は、教育大綱の策定や教育を行うための条件整備、そして重点的に講ずべき施策などについて協議をし、それらの事務の調整を行うことというふうに規定をされております。そうしたことから、総合教育会議の協議調整事項として諮る前に一旦、教育委員会会議の中での調整をされた案件を総合教育会議のほうで市長と教育委員会等で協議を調整し、その内容も踏まえて教育委員会会議で最終的に決定をされるというプロセスで進め

ております。令和7年3月に開催をしました総合教育会議で協議事項として取り上げました、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針（案）につきましては、学校の再配置に当たって、通学環境の整備や学校跡地の利活用など様々な課題がありまして、全庁的な課題として取り組む必要があることから、総合教育会議の案件に上げたものです。また、もう一つの三次市部活動の地域展開に係る基本方針（案）につきましては、市長部局と教育委員会との連携をさらに深めて進めていくという必要があるという判断の下から、総合教育会議の規定に該当する事項として協議調整事項として扱ったものです。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） どっちが上なんですかね。どっちが上という言い方は正しくないですか。協議調整を図るという片っ方は決議機関と。後の答弁でまた聞きます。質問項目で上げてある次の項目ですけども、学校の統廃合というのは学校だけの問題ではなくて、地域や住民やそれらにとっても重要事項であるという捉えについては、午前中の協議の中で三次市立学校再配置庁内連携会議ですか、そういったのをもって課題を協議していくというのがあったんですが、この庁内連携会議について申し述べたいというのは、三次市立学校再配置庁内連携会議設置要綱というのがあって、その中で所管事務は次のとおり、市立学校（学区）の再配置に関すること、再配置に係る通学上の安全対策、スクールバスの手段、再配置に係る地域づくり、跡地利用、その他、必要事項と上げられてあるんですけども、4月には会議の1回目を開かれて、今の方針を情報共有したというのが午前中の御答弁でございましたが、その次の、さっき4点か5点ある具体的に通学じゃ、スクールバスじゃ、跡地利用じゃということについて、その後、多分4月25日からだったら、君田があり、作木があり、その他PTAとかいうところでも、いろんな地域に関わる課題が出てきたと思うんですが、それらを持ち寄って協議し、幾らか取組を検討したというようなことはあるんでしょうか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 具体的に1回目の庁内連携会議というのを開催して、その次に集合した形でというのはまだ行っておりません。具体的には、今説明をさせていただいている説明会の会場での御意見でありますとか、あるいはまた、いつどういった形で説明会を行うか、そういったことについて随時情報共有を庁内で行って、それぞれの部署で共有して取組をそれぞれの具体的な担当部署のところで今進めるべきことについて整理をして進めているという状況でございます。今後いずれにしても、そういった情報共有とか、あるいは一定の具体的な取組というふうなことをまた協議をする場は当然出てくるかと思えますけれども、現在1回目の開催をしたところでございます。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） だから、情報は伝えられながら全体での協議は今後またということですね。私も君田と布野へ参加させていただきましたけど、既にここで地域づくりに関わるたくさん課題が、定住対策・移住対策、あるいは公共交通等々、出てきたと思うんです。気になるのは、作木会場はとにかくこの議論の継続性ということを訴えられた。まだまだ話し合うことがいっぱいあると。最後に作木会場の終わりには、次は地域共創部にも来ていただきますと。やっぱり教育委員会だけで全部この計画の部分は語り尽くせんですよ。地域の声は当然上がってくる。君田はもうないんですかね。作木ではこうしたキャッチボールを市民の皆さん、地域の皆さんとしっかり続けていくことで理解を深めていきたいといったような言動もあった。そうだと思います。君田は終わって、「了承ですか」「しーん」「了承ですね」と決まったということは、君田はもう開く予定はないということになるんですか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 君田地域につきましては、これまでの経過で御説明させていただいており、今回、君田中学校についての今年度末での閉校ということについて御説明を申し上げて御理解いただいたところでございます。したがって、基本的に君田地域については、やはり君田小学校についての今後というふうなことは当然ございますし、それぞれの御説明をさせていただき、今後の対応ということについても、また御意見を頂くということは当然に必要と考えております。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） そうですよ。キャッチボールを続けていく、地域からいろんな課題が上がってくる、それについてどういうふうに方向づけるか。今朝の市長さんの答弁にもあった、それをしっかり考えていく。それが繰り返されていくことで、一定の理解なり、それが得られるものだろうというふうに思います。その上で君田がたった1回しかなかったのが、中学校とはいえ残念ですが、今後続けていく課題になるというのは今表明にあったとおりだと。

私がもう一つ気になるのは、この中で副市長さんが言われたと思うんですが、通学、地域づくり、避難所、放課後の居場所、跡地利用があるけども、コミュニティスクールの学校がなくなった後、他の地域へ通う子供たちに、地元の地域学習をどう進めていくかということを検討する項目がないと思う。学校が小も中も先になくなったら、どこが担うんですか、地元の地域の学習を。私は自治会や保護者や地域の団体が負わなきゃいけないと思うけど、そんなことを話し合うところは地域づくり関係の中にあるんでしょうか。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） 本日、午前中にも少しお話をさせていただきましたけれども、まず君田のことを先ほど御質問もあって、教育長のほうからも申し上げましたけども、先ほどもありましたように、君田、布野、作木と同時にになりましたけど、小学校のほうですね、ございます。当然今回、住民自治組織の中から、中学校が1校なくなるというのは君田が最初のパターンになると承知しております。こうした意味からも、今後は積極的に君田を中心に、あと小学校が3つの支所管内のところから再配置がございますので、こうしたところは私も含めて、支所も含めて、それから地域共創部も含めて、今朝ほど答弁しましたように、今後のあり方のある意味でモデルとなるというようなことも、私自身も肝に据えておりますので、そうした点では、自治連の皆さんとしっかり議論をさせていただきながら支援を当然進めさせていただきたいというのは重ねて申し上げておこうかと思います。

それから、先ほどございましたように、コミュニティスクールはあくまでも学校側と地域とが一緒になって進めていくものと思っております。さらに、今朝ほども申し上げましたけども、必ずしも学校のみを接点とした地域づくりのみではないだろうと。地域側から見たときには、その学区となっておる学校以外の学校、例えば先ほどございましたように、県中学校もございます。また、場合によっては、学区外の子供たちというのも対象というふうに、広く地域づくりにかかる子供たちを捉えて取り組んでいく。今朝ほども申し上げましたけども、住民自治組織の皆さんと一緒にではありますけども、自治組織の皆さんにある程度は主体も持っていて、それに当然市役所のほうとしても伴走しながら、そうした形で子供たちを含めた地域づくり、こうしたものに取り組んでいくというところについて、しっかり支援をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 君田を例に言いますよ。君田中学校が統合された後、三次中へ行ったら君田の子たちは、三次中がコミュニティスクール、あるいは学区になって、学ぶということになるんだろうけども、それはとても無理だろうと私は思う。となれば、君田にいる自治会の皆さん、保護者の皆さん、消防団でも、神楽団でもいいけど、そこの皆さんがそこらを担うていかにゃいけんというふうに思います。それよりも見直しについて、社会的状況や取組の進捗によっては見直しを図るということで今朝、御答弁があった。子供たちの著しい減少等々があればと。私は地域から提起された課題が十分に克服のめどがなければ、見直しが必要があるんじゃないかと思います。その意味で、ここに庄原市総合教育会議において、市長のまとめというのがあります。令和3年6月、庄原市も今から7年前に三次市とほぼ同規模ぐらいの学校再配置計画を立てられた。今は凍結しています。なぜなら、令和3年6月の総合教育会議で中学校の適正配置については、計画の見直しについて協議いただきたいと考えている。まだ上があるん

ですよ。要は保護者、地域と十分に時間をかけて教育環境を考えながら取り組んでいただきたい。要はスケジュールどおりに行く必要はないと言うちゃった。なぜか、教育総合会議の議事録を読むと、市長がこう述べられています。聞く方、地域の皆さんは様々な意見を投げかけて答えを返してもらいたいが、その答えの準備が私たちは足らなかった。足らなかったことで、地域の皆さんに不安をより広げた。この反省の下に中学校の計画を見直せと。結果、中学校の統合については見送るというふうに教育委員会会議で決められた。小学校も細かいところが変わったんですよ。全部統合が済んでいない。こういう状況がありますが、三次市でももう一回見直す必要はないですか。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 迫田教育長。

〔教育長 迫田隆範君 登壇〕

○教育長（迫田隆範君） 今回の基本方針というふうなものについては、あくまでも子供たちの学びをよりよくしていくということで説明をさせていただいております。もちろんおっしゃるように、地域というふうなところへの影響はございますので、進めるに当たって、これらを具体的にどう課題解決していくかということについて、いろいろ御意見いただくということも当然必要な部分でありますし、できる協議というふうなことは必要だと思っております。一方で、だからといって、今急激に変わっているこの社会状況の中で、学びというふうなものも変わってきているということは皆様も御承知、御理解いただいている部分だと思います。これまでは少人数のきめ細かに一人一人の知識や理解を深めていくということが本当に大切だというふうに言われてきたところから、社会課題としっかり結びつけながら、18歳という成人年齢を見通して、価値葛藤やあつれきの中で価値を創造していく人づくりを進める。1人1台端末のタブレットも活用しながら、多くの情報を共有する中で取捨選択して情報活用していく。その中で自分の力や、あるいは他者と折り合いをつける力というふうなものを身につけていくということがやはり必要だと。この代わりというふうなものについては、やはり私たち大人がしっかりその時代を見据えて、今の子供たちに必要なものは何かということをアップデートしていく。つまり、いろんな情報を含めて共有していくということはこれからも必要だと考えております。そういう説明を丁寧にさせていただくということはもちろん継続してまいりますけれども、この中で基本方針というのは学びをしている、本当に成長している。日々成長している子供をちゃんとそういう形で力をつけられるような、よりよい教育環境にしていくというこの教育の基本方針でございますので、丁寧な取組についての御説明をこれからさせていただくということで、見直しということについては従前申し上げたように、大きな児童生徒数の減少とか増加とかそういったことがない限りは、見直すということは今考えておりません。

（10番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○副議長（横光春市君） 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番（新田真一君） 総合教育会議の座長さんも同じですか。地域から投げかけられた課題が

十分克服できない、なかなか難しいという課題が起きてもそれでもするんですか。それから、複式学級がいいとして選んでいる保護者も一定の数がいらっしゃるんですよ。座長、お願いします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長(福岡誠志君) 先ほど、お隣の市の総合教育会議の事例を聞かせていただきました。参考にさせていただきます。それぞれの地域はそれぞれの地域で特性も異なり、人口地規模も違いますし、やはり三次市のことについては三次市が責任を持って、あるいは教育委員会が責任を持って進めていくということが大事です。その中で、先ほどあるように、地域づくりについてでありますけれども、学校が地域からなくなることによる地域への影響というのは、これから地域の皆さんと課題をしっかりと列挙して、その課題解決に向けてどんなことができるか、これまで以上に地域と向き合っているいろんなことを解決していかなきゃいけない時代に突入しているんだと思います。それは人口減少であったり、社会の大きな変化であったり、またその中で少子化もそうであります。やっぱりこれまでと同様の地域づくりではなくて、新しい地域づくりに向けた地域の皆さんとのキャッチボールをしっかりと行う中で、それぞれの地域が魅力ある、そして地域の皆さんが我々の地域はこういったことをしとるんだといったようなことを誇りに思えるように、またはその地域の資源をさらに最大化して活用して魅力を高めていく、そんなところをこれまで以上に取り組んでいくということが大事だろうというふうに考えております。その中で総合教育会議でありますけれども、総合教育会議につきましては、今後におきまして適宜開催をされる予定というふうに思っておりますけれども、学校のあり方の経過であるとか様々な議論が説明会の中で出されてくると思っておりますけれども、それをしっかりと共有しながら、今後も教育委員会と連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○副議長(横光春市君) 新田議員。

〔10番 新田真一君 登壇〕

○10番(新田真一君) 以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長(横光春市君) 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

明日から6月26日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(横光春市君) 御異議なしと認めます。

よって、明日から6月26日までの8日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。各委員長から、委員会審査日割表のとおり委員会を開催する旨、申出がありました。資料についてはタブレットフォルダ内に掲載していますので、御確認をお願いいたします。

三次市議会は、明後日からの常任委員会の審査状況などをケーブルテレビで中継いたします。明後日、20日金曜日は教育民生常任委員会、来週23日月曜日は産業建設常任委員会、24日火曜日は総務常任委員会、そして25日水曜日は予算決算常任委員会の審査状況をいずれも午前10時から生中継いたします。皆様、どうか御覧いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 3時45分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月18日

三次市議会議長 山 村 恵美子

三次市議会副議長 横 光 春 市

会議録署名議員 徳 岡 真 紀

会議録署名議員 掛 田 勝 彦